

調査報告書

この報告書は「し尿処理問題検討委員会」の独立した調査活動を尊重し、原文での掲載を基本としておりますが、個人情報保護の観点などから、一部を匿名とするとともに、委員個人の感想や推測の部分を一部削除しています。

平成 22 年 11 月 宍粟市

平成 22 年 10 月 30 日

し尿処理問題検討委員会

目 次

はじめに	1
------	---

第1章 事案の流れ

1. 平成17年	5
2. 平成18年	7
3. 平成19年	9
4. 平成20年	12
5. 平成21年	39
6. 平成22年	41

第2章 組織的な問題

1. 事件の内容	53
2. 調査目的	53
3. これらの問題がなぜ起こったか?	54
4. 真相解明の熱意が感じられない	58
5. 議会の責任	59
6. その他の調査責任	60
7. 調査怠慢の結果	60

第3章 法律上の責任

1. 公金横領	62
2. し尿券の窃盗	63
3. 有限会社山口の水増し請求詐欺	64
4. 管理監督責任	65
5. 調査の怠慢・証拠の隠滅	66
6. 損害額	66
7. 賠償責任	70

第4章 将来に向けて

1. 「コンプライアンスマニュアル～信頼される市政のために」について	72
2. 市長・市議会議員選挙について	81
3. 監査委員の選任方法について	82

第5章 委員の声

1. 宍粟市の財政が危ない	83
2. 改善提言	86

- 3. 行政はサービス業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
- 4. し尿券不正問題の統括にあたって・・・・・・・・・・ 94

はじめに

本報告書は、宍粟市の「し尿^{にょう}処理」にまつわる諸問題について、市長より調査の委託を受け、約半年間にわたり、綿密に調査した結果を記載したものである。私たち委員は、この問題の調査を通じて、職員や議員に出会い、その献身的な仕事ぶりに深く心を打たれた。当委員会は、宍粟市民のために今日も労を惜しまず働き続けて下さっている職員の皆様に厚く敬意を表して、以下の報告を行う。

若い人の中には、「し尿」の汲み取りを理解していない人がいるため、その点から説明しよう。「し尿」とは、人がトイレで出した便と尿である。今は水洗トイレが多いから、「し尿」をくみ取ることは少ないが、かつて下水道が普及するまでは、トイレが水洗化されていない家も多く、バキュームカーというタンク車が各家を回り、トイレ横のマンホールから「し尿」を吸い込んで、し尿処理場（山崎浄苑）に持ち込んで処理していた。くみ取り式トイレの家の人には、し尿槽が一杯になりかけたら、し尿処理場またはくみ取り委託業者に、くみ取り依頼の電話をかける。数日後、市の職員または委託業者がバキュームカーに乗って家に来、トイレ横のマンホールを開けて、「し尿」のくみ取り作業をしてくれる。くみ取りが終わると、作業員は、バキュームカーのメーターで何リットルの「し尿」をくみ取ったか確認する。そして、家の人には、あらかじめたばこ店で購入した「し尿券」（1枚で「し尿」20リットル、210円）でくみ取り料金を支払う。

「し尿券」は、市がたばこ店に販売を委託し、たばこ店は市から「し尿券」を受け取るときに代金を市に納める。この代金のうち、533万円以上が市の職員によって横領され、その一部につき、現在公判中である。

また、「し尿券」がたばこ店に渡されるとき、「し尿券」に刻印が押される。しかし、実際には、刻印が押されているかどうか分からない「し尿券」が多数出回っていたので、「し尿券」が盗まれたと考えられる。それには、山崎町と安富町が共同で運営していたし尿処理場の元職員が関与していると思われるが、真相は解明できなかった。

そして、くみ取り委託業者であった有限会社山口は、くみ取り式トイレの家の人に、本当のくみ取り料金よりも高い料金を請求し、しかも「し尿券」ではなく、現金で受け取っていた。(水増し請求)

「し尿処理」は、旧山崎町が合併して宍粟市になる以前は、安富町と共同で行い、合併後は、宍粟市が行ってきた。「し尿処理」に関する諸問題は、いずれも旧山崎町地区で発生した問題である。

平成18年6月、すでに宍粟市になっているのに、旧山崎町時代の「し尿券」がたばこ店で大量に販売されているのが発見された。それが一連の事件の発端である。このとき、市が徹底的に調査していたら、問題の真相は明らかになったと言える。しかし、この問題は長年放置され、その間に資料は紛失され、事実を知っているものは口を閉ざした。「し尿処理」に関しては、旧山崎町時代から膨大な資料が残されているはずが、今ではほとんど残っていない。組織的に故意に公文書(証拠)が隠滅された可能性が高いが、確証はない。

本報告書は、これらの諸問題(事件)につき、市民から選ばれた検討委員が調査して報告するものであるが、事件に関わった者を批判するのが目的ではない。過去の失敗から、どうしたら明るい宍粟市が築けるか、考え、提案するものである。

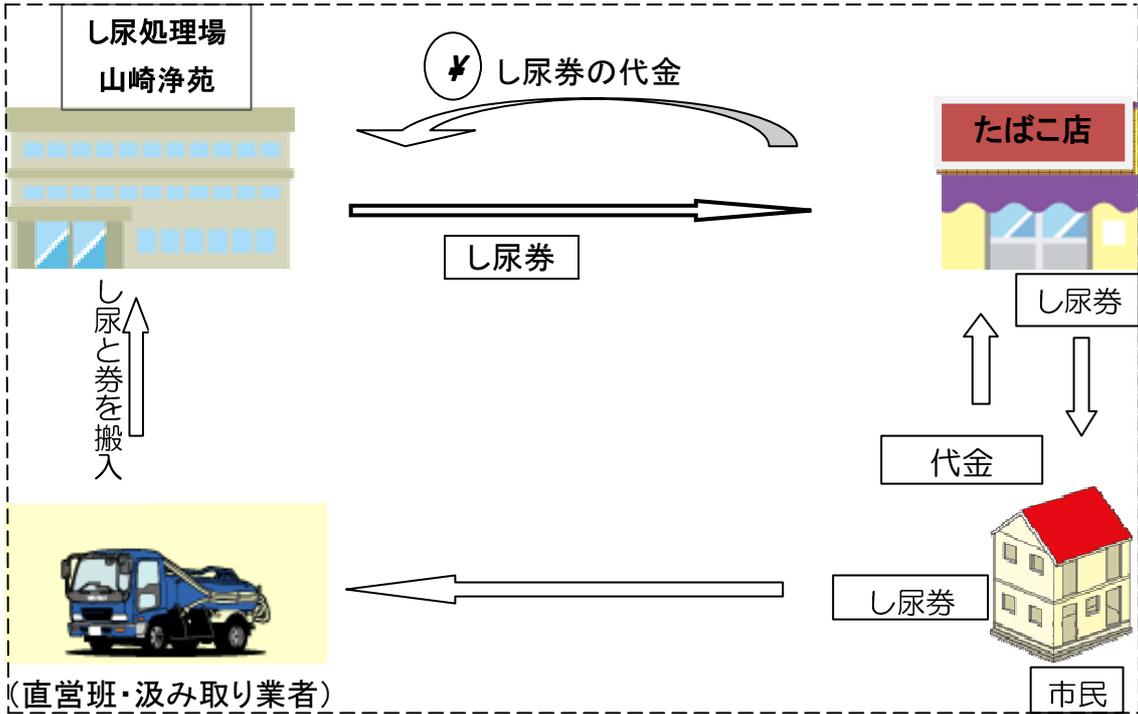
旧山崎町の「し尿処理」は、「山崎町安富町衛生施設一部事務組合」という団体が行っていたもので、長年固定した職員が配置されていて、不正の温床になり易かった。したがって、本報告書が出たからといって、宍粟市の他の職員まで腐敗しているわけではない。

そして、私たちは、過ちを犯した人間をいつまでも責め続けてはいけない。たとえば、不正を働いた有限会社山口も、人の嫌がる仕事を多年にわたり引き受けて下さった功労者でもあることを忘れてはならない。

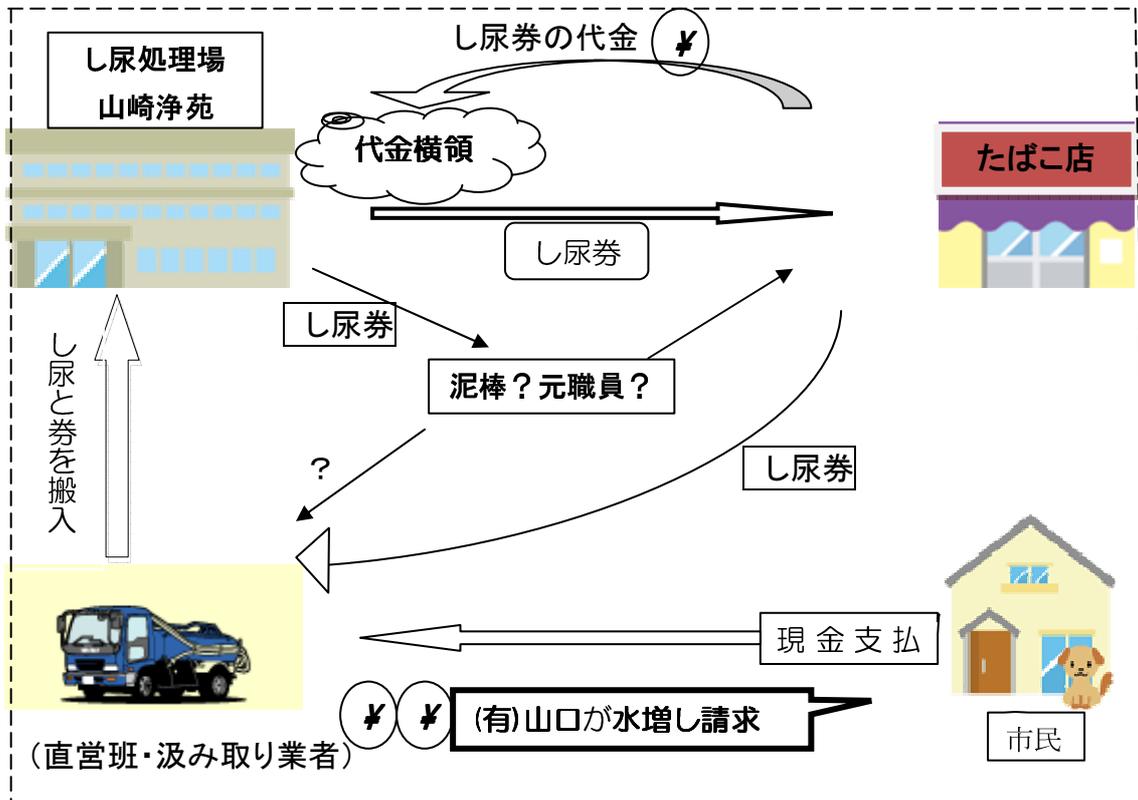
平成22年10月30日

し尿処理問題検討委員会

本来のしくみ



不正なしくみ



し尿処理問題の概要

<p>一部事務組合 山崎町・安富町</p>	<p>H17.3 まで</p>	<p>山崎町と安富町が共同で、し尿処理場「山崎浄苑」を運営。下水道の普及で、汲み取りは減少。 事務組合の予算管理は、ずさん。し尿券の管理もずさん。 し尿券の売上金の横領は、このころから行われていた可能性が高い。</p>
<p>宍粟市</p>	<p>白谷市長</p>	<p>H17.4 宍粟市誕生 山崎町のし尿処理は、宍粟市へ。 宍粟市の「し尿券」(新券)発行。</p> <p>H18.6 たばこ店で山崎町時代の旧券が多数発見される。 (旧し尿券の窃盗事件、発覚)。調査開始。</p> <p>H18.7 真相が分からないまま、ほぼ1ヶ月で調査終了。 警察に通報。</p> <p>H18.7 ~ H20.6 この2年間、ほぼ放置状態</p> <p>H20.6 市当局、やっと調査委員会を設置。</p> <p>H20.11 し尿券の売上金の業務上横領が発覚。また、汲み取り業者による汲み取り料金の水増し請求が発覚。</p> <p>H20.12 市議会、し尿処理問題のための100条委員会設置否決。 真相不明のまま、市議会、調査終了。</p>
	<p>田路市長</p>	<p>H21.6 し尿処理問題調査のための「特命チーム」発足。 市民のメンバーは1人だけ。</p> <p>H21.8 台風9号の水害発生。調査進まず。</p> <p>H21.11 北川職員、公金横領で逮捕。</p> <p>H22.4 市民による「し尿処理問題検討委員会」が発足。</p>

第1章 事案の流れ

1. 平成17年

3月31日 4町合併に伴い、山崎町・安富町一部事務組合解散

山崎町と安富町は、し尿処理・火葬場の運営等のため、安富町と一部事務組合を設立して、共同して運営に当たってきたが、合併により、宍粟市と安富町との間で組合を清算した。

4月1日 宍粟市誕生

4月下旬～5月上旬 旧山安一部事務組合職員（H氏）がし尿汲み取り委託業者である山崎クリーンに旧し尿券の不正販売目的で来社し、「(旧)し尿券がなんぼでもある。」と述べたが、山崎クリーンは、購入しなかった。

このころに北川職員がし尿券の売上金を横領したとして、起訴されたのは次の通り。
現在公判中。（数字は、横領金額。単位円）

これ以外にも約180万円以上横領された可能性があるが、犯人は不明。

7月1日	19,900
7月14日	199,000
7月27日	199,900
7月22日	218,000
8月2日	99,500
8月4日	218,000
8月8日	199,000
8月12日	199,000
8月23日	199,000

8月25日	99,500
9月8日	39,800
9月9日	199,000
9月16日	199,000
9月22日	199,000
9月28日	199,000
11月22日	199,000
11月28日	218,000
平成18年1月10日	199,000
平成18年3月10日	199,000
平成18年3月22日	199,000
合計金額	3,500,600

2. 平成 18 年

6 月 13 日 山崎浄苑の西沢所長から山崎クリーン社長に電話

西沢氏は、「市の会計監査でし尿汲み取り量に比べてし尿券の売上げ及び販売金額が合わない。その金額が多額なので困っている。(有)山口が宍粟市になってからも旧し尿券での納付が続いていたので不審に思って聞いたがはっきりしない。なにか、情報を知らないか。」と話したことに對し、山崎クリーンが「(有)山口に直接話を聞くか、タバコ屋への販売実績を調べたらはっきりするのでは」と提案すると、西沢氏は、「内部調査しているから、この件がはっきりするまで直接山口さんと連絡を取るのはやめてほしい」と依頼したとの証言がある。

6 月 28 日 直営班が A タバコ店にし尿券を買い求めに行った際に A タバコ店で旧し尿券が（明らかに刻印のない旧し尿券 500 枚ほど）販売されていることを職員が確認。

6 月 29 日

- ・ 所長が A タバコ店を事情聴取「旧し尿券を B 氏から貰った」旨を確認
- ・ B 氏から旧し尿券の出所先を「C 食堂」確認
- ・ 山崎クリーンから「山安衛生組合の元職員が旧し尿券を売りに来た」旨の情報があり副市長に報告

7 月 13・14 日 顧問弁護士と協議（顧問弁護士に事情聴取の方法相談）

- ・ 不正流通に関し、タバコ店等への事情聴取について協議
- ・ 市民に対して事情聴取をできるか

7 月 18 日（山崎クリーンでの聞き取りより）

C 食堂を事情聴取：「旧し尿券を、客から飲食代金として貰った」旨の証言。

山崎クリーンから事情聴取：「山安衛生組合の元職員（H 氏）が旧し尿券を売りに来たが買わなかった」旨を確認。西沢所長より山崎クリーンに「し尿券

を売りに来た件を岩崎氏に話してほしい」との電話が数日前にあり、香山社長が田中氏、藤原氏に会うが、岩崎氏に会えず。

7月19日 宍粟警察に事情説明・捜査依頼

7月21日 し尿券管理方法の変更：券に通し番号を付し、受払簿を整備する

7月下旬 （山崎クリーンでの聞き取りより）

山崎署の刑事2名が山崎クリーンに来る。知りえる情報を話す

8月3日 宍粟警察へ捜査状況の確認、事情聴取内容報告

8月7日 宍粟警察へし尿券取扱状況等の資料提出

10月 伊藤議員資料より

「し尿券を盗んで1千万円もの金を手にした市職員がいる」と酒場で聞いたので東議長にし尿券の調査を求める。岩崎福祉部長が議長室に来て議長、伊藤議員にし尿券の収支は、差額の範囲以内で不正はないと回答した。

3. 平成 19 年

3 月 山崎クリーンより聞き取り

- ・山崎クリーン社長市役所訪問。し尿券問題がどうなっているかを副市長に訊ねると警察にお願いして調査中と回答

6 月 山崎クリーンでの聞き取りより

- ・(有)山口に汚泥運搬の新規許可が出たため副市長と面談。この時も、し尿券問題は警察の調査中との回答

7 月 宍粟警察への捜査状況確認。証拠不十分で難しい

8 月 8 日 伊藤議員資料より

- ・山崎クリーンよりし尿券の不正についての報告を求められて、初めて実態を知り船曳議長に対して、し尿券販売量の調査を書面で求める。総務文教委員会で、し尿券の不正を指摘
- ・議長から資料請求

8 月 9 日 前衛生課長にし尿券について確認

10 月 18 日 第 11 回議員協議会開催（岩崎総務部長・釜田福祉部長出席）

総務部長より：

- ・宍粟市販売の券の疑問は昨年、近年の状況を調査した結果、収集と販売はイコールではなかった。
- ・合併前後、とくに多くなっていたが、調査していなかった。
- ・調査すると収集券はロッカー施錠で管理・書類的にはチェックできない状況。
- ・決算・監査を行い、議会でも議決をしている。
- ・終わっている問題ではないのか。
- ・管理台帳が保管されていない。
- ・民生生活常任委員会で調査することに決定

- ・平成 16～18 年度のし尿収集量とし尿券販売枚数に大きな差があることを報告

11 月 8 日 民生生活常任委員会（釜田福祉部長・藤原次長・藤井課長出席）

- ・ 昨年匿名の電話で問題を知る。
- ・ 山安の資料が残っておらず事実確認が困難
- ・ 合併時に処理できなかつた旧券が利用されたのではという事しか分からない。
- ・ 支払いは券でとの周知徹底が出来ていなかった。
- ・ 汲み取ったし尿と券は職員立会のもとチェックしている。
- ・ 日報もある
- ・ 券の管理方法は職員が受領して、ロッカーに保管している
- ・ 日報は 3 年間保管されていて、17 年度については日報と、し尿をし尿券に換算した数は符合する。
- ・ 山安の分がどれくらいあるか、
- ・ 過去に購入している分もあると考えられる。問題発覚後、券に割り印をしている。
- ・ 18 年 7 月 21 日より通し番号を採用している。
- ・ 期限を設置して旧券と新券を交換すべき準備をしている。
- ・ 平成 16 年度：17,740 枚
平成 17 年度：37,942 枚
平成 18 年度：1,301 枚
合計 56,983 枚の不正なし尿券が出回っていたことが判明。
- ・ 市当局から原因は不明との報告
- ・ し尿券取扱タバコ店より旧券回収（11/8～9）

11 月 27 日 議員協議会開催

- ・ し尿処理問題の取り扱いについて
民生生活常任委員会に調査を委ねる
- ・ 委員会の目的・調査年度・調査項目を確認。

12 月 1 日 旧し尿券廃止告示

12月10日 民生生活常任委員会（釜田福祉部長・藤原次長・藤井課長出席）

- ・旧券は20年3月31日を有効期限とし4月より無効とする
- ・個人が旧券を売っている。職員か業者かわからない。
- ・どれだけのし尿券があったか突合は無理であった。

12月21日 議員協議会開催

委員会として早急に旧し尿券の交換を求めた結果、以下を決定

- ・旧山崎安富一部事務組合のし尿券廃止
- ・平成19年度限りで廃止する
- ・廃止告知日：平成19年12月1日
- ・市広報で12月号に掲載し市民に告知
- ・衛生課で12月1日～3月31日の間、新券と交換
- ・し尿券取扱タバコ店より旧券回収
- ・11月8日～9日 回収済み（2軒より回収）

4. 平成 20 年

1 月 22 日 植田氏より公文書公開請求

質問内容:し尿券の誤差について販売枚数より回収枚数が多い。

差額金額はどのように処理されていますか。

責任についてはどのようにされましたか。

回答:し尿券につきまして、十分な在庫管理を行っていない状況の中、どの程度販売されたか不明であり過年度販売分と当該年度販売分との仕分けが難しい状況。従って、回収枚数の差額金額について過去から在庫管理が出来ていない状況から、単年度の差額金額が正当なものかどうか判断が困難であります。当該年度の会計処理を行っています。

汲み取り料と回収し尿券は合致している。従って、汲み取り料に基づく委託料の支出は問題ありません。責任については、原因と責任の特定が非常に難しく、し尿券の管理責任等含めまして適切に対応したいと考えています。

3 月 11 日 第 20 回定例議会

伊藤議員質問:たばこ店に販売している枚数よりも収集で集めてきた枚数の方がオーバーしているということなんですよね普通は逆なんです。……この場合はっきりと 5 万 6,983 枚が出てきているということなんです。これは何らかの不正があったからこういうものが起こったわけですね。……18 年 7 月にそれを察知した時点で何でそれに手を打たなかったのかということが分からんです。

釜田部長:不正があったのか、どこでそういうことが起きたかの確認がとれないという状況で、……その事はなかなか難しいというお話もございました。そういう中で今後の管理体制、これをしっかりやっていけば、……最終的に旧券が問題であるという中で回収処置、旧券の廃止という手段に出たという形になっております。

伊藤議員質問:やはりこれの管理責任は白谷市長にあると思うんですよ。……市長の考え方はどのようにこれを考えておられるのか。

市長:その誤差がどの程度が適切なのかということについては、いろいろ問題点はあつたろうと思いますが私どももある一定の誤差があるということは認識を致しておりました。・・・問題はじゃあ確認のしょうがない部分、現実に私どももじゃあどのくらいの印刷が結果としてあつて、どの程度の差がどれだけあつたのかということを確認しようとしてもなかなかできないという管理上の責任について十分責任を感じております。・・・私どももそれぞれ調査を依頼したり、いろんなことでしておりますけれども、確たることが確認をできないという状況がございます。そのことについては管理上の問題として責任を決して転嫁するつもりはございません。

伊藤議員質問:平成 16 年の 1 万 7,740 枚、平成 17 年の 3 万 7,942 枚、平成 18 年の 1,301 枚というのはこれはたばこ店を出して、そして入ってきた券との差額なんです。・・・やっぱり金券管理がきちりできていなかったのが一番の問題やと思いますけどね。しっかりと監視いうか、行政責任をきちりしていただきたいなと思います。

釜田部長:先ほど旧券と新券、このちょうど切り替え時期 16 年、17 年、合併に伴つてこういう状況が起きたという中で、こういった不自然と言いますか、ちょっと若干大きな差が出て、これはおかしいというご質問だったわけなんですけれども、これにつきましては我々もいろいろと確認、理由も調べたわけなんですけれども、一つ考えられることは、安富町と山崎町が分かれまして、旧し尿券、合併協議の時にこれは新市で利用できるという中で、最終的にそれまでの残っていた券が合併年次の 17 年に多くでたという、あくまでこれ想定ですが、その想定しか我々も行き着くところがなかったという事でございます。・・・券の販売と手数料の入るといいますか、その時期に時間差がありますので、当然年度で比較というのが難しい状況でありますけれども、今後、こういった事態が起こらないよう管理体制に努めていきたいというふうに思っております。

3月31日 旧し尿券廃止

6月10・11日 第21回定例議会

岡前議員質問:15年度分が444万円、16年度分が372万円、17年度分が796万円で、合計1,600万円を超える公費が収入不足になっているという結果であります。特に、17年度は約3分の1のし尿量がし尿手数料と換算した汲み取り量と違っているのに、そのことにだれも気がつかなかったとすれば、どのような管理体制であったのか大きな疑問が残ります。もし何らかの不正のもとに汲み取り手数料が本来収入されるべきものが収入されていないとすれば、大変重大な犯罪とも言えます

市長:し尿処理手数料の件につきましては、合併前後におけるし尿汲み取り券の販売額とその券による汲み取り量の差額について、これまで発覚いたしましたから、いろいろと調査、確認をおこなってきたところでございますが、保管をされている書類関係での確認が現時点では非常に困難でございます、当時の事務処理及び管理体制に課題があったと考えております。

岡前議員質問:大体売られた枚数の98%から99%が大体利用されている。残っておるのはせいぜい1%か2%というふうなことです。ですから、とてもどう考えても3割も合わないというふうなことが実際に起きるわけがないですよ。・・・もし汲み取り券の枚数とそのし尿処理の汲み取り量というのが100%は符合しませんけれど、言いましたように概ね1%前後の誤差はあるにしても、符合しているとすれば、ある意味では不正な汲み取り券が出回っておる可能性がある。でも、汲み取り券の枚数と汲み取り手数料というのがきっちり合っているのに金額的に合わないということになれば、どこかで現金収集というふうなことが行われて、その現金が山崎浄苑に入っていないと。このような2つの要因が考えられるんじゃないかなと。

市長:旧し尿券が18年6月の時点で出てきたこと。このことが発端になりまして、私どもとしても調査を始めたということがあるわけでありまして。ただ、じゃあどうしてそんなことになったのかということについては、もちろん職員の中でもいろいろと議論、あるいは調査をしまいましたが、正直申し上げて原因が判明できないと、こういう状況でございます。ただ、非常に17年度の決算状況から見ますと、異常としか言いようがないという事態であることだけは私どももそう考えておりまして、そういったさまざまな個々の情

報をもとに警察の方にも被害の届けをし、捜査の依頼もしてまいりました。……私どももそれぞれ担当しておりました職員にどういった点で事情聴取、あるいは調査が可能かということについても弁護士とも協議をしてまいりました。ただ、市の権限として、こういったことで、これがどうなっておったのかということを知ることにとどめるべきであろうと、こういう弁護士の考えもございまして、私どもとしてこれがどうなっておったのかという調査を徹底的にするというところが、非常に困難な状況もございまして、……ひょっとして不正な状況が起こっておったのではないかということも私どもも想定の中でしかないわけでありまして、そのことの証拠たるものは全くないわけでありまして、そういう意味から、捜査についても警察の方に依頼をせざるを得ないということになりましたが、警察の方にとりましても、確たる証拠はないという状況の中で、捜査の前進がないと、こういう状況に至っておるわけでありまして。

岩路議員質問:平成 17 年度の決算において、手数料収入が大幅な減額調定がなされています。……何と決算で 620 万円というのが市長の権限で減額調定されている。……これを不納欠損にしたり、あるいは何百万円という未収をあげるなんてことは、これまた決算書としては大変難しい問題が生じますので、そこで減額の調定ということが行われたのではないかというのが私の推測でございまして。

市長:18 年の 6 月に起りました事象等々を、これは不自然であるという判断の中から、いろいろ調査を進めてきた状況にございまして。……職員の事情も聞いてまいりました。……顧問弁護士とも相談をしてまいりました。……うわさ等々について究明することは困難という判断で警察にも捜査の依頼も出した状況にございまして。そんな状況の中で証拠がつかめない状況にございまして、今日に至っているわけでありまして、……じゃあどれだけどうなのかという判断ができないという状況にあることだけは間違いのないわけでありまして。……17 年度の決算での減額調整の問題にございまして、……さまざまの要因があると思っております。例えば下水の接続の進捗率の変化でありますとかさまざまの要因の中でそのことが起こってきた可能性も高

いわけでありまして、そのことについて、それが即その事だというわけには
いかない。・・・それをその範囲内という判断をしてきた可能性があるのか
など。

6月17日

し尿券調査委員会設置（副市長・収入役・総務部長・福祉部長）

調査チーム設置（企画部次長・総務部次長・行革推進課長・会計課長）

7月1日 警察との協議（総務部部長・次長）

7月15日 H16年度山崎浄苑勤務一般職員の事情聴取

- ・し尿券の保管場所：H15年以降は1階事務所奥・H15年以前は2階物入で施錠はしておらず、し尿券の残数確認はおこなってこなかった。
- ・納入キップが唯一販売枚数確認方法
- ・タバコ店からの注文でし尿券と納入キップを持参
（ほとんど西沢所長）
- ・タバコ店から現金を預かり、仮領収書（2部複写）を発行。
- ・職員が金融機関に入金
- ・し尿券の刻印に未打刻はない。
- ・し尿券販売：H17/3/31までは山安の刻印を打刻、自参して販売
：H17/4/12～新券の印刷納入まで、市例規のし尿券様式をコピーし打刻して販売
- ・旧し尿券の廃棄：H17/4/13ごろから1週間程度かけて処分。226,800枚 所長が行った。
- ・販売枚数の集計を行っていて、「異常」という認識がなかった。
- ・直接汲み取り業者にし尿券を販売したことはない。
- ・未打刻はない。10枚綴りのため真中あたりは克明に刻印を確認できない状態になる事もあった
- ・打刻機は一個。事務所のロッカーに保管して施錠していた。
- ・未収分は委託業者がかぶっていたと思う。直営分の未収はなくし尿券無しでし尿を処理したことはない。

- ・し尿持ち込み→看貫で計量（計量伝票プリントアウト、事務所端末から出る）→搬入→計量伝票と通知書を事務所に提出→し尿券が揃った時又は 20 日締め前に業者が提出していた。し尿券と一緒に日報を持参
- ・日報とし尿券の提出があった時点で通知書と計量伝票を確認していた。
- ・日報とし尿券の提出については、山崎クリーンは月 2～3 回。
- ・山口は搬入の翌日が多かった。
- ・山崎浄苑の門の施錠している。施錠の番号を業者が知っていたということはない。
- ・業者は門が開くまで門の前で待っている。
- ・一回の投入時間は 2 t 車なら 5 分ぐらい。
- ・通知書に金額が記載してあるものは現金授受と考えるのが自然と思う。
- ・し尿券での回収を指導した。金額を記載しないよう指導したと記憶している。
- ・旧券の販売は 17 年 3/31 までは刻印を打刻し通常の販売を行っていた。
- ・17 年 4/1～4/11 ごろまでは旧券に宍粟市の刻印を打刻して販売、このころまでタバコ店に持参していた。
- ・17 年 4/12 ごろから新券の印刷納入までコピー券に打刻して販売していた。

7 月 30 日 警察に資料提出（総務部次長）

8 月 1 日 H17 年度衛生課担当正職員の事情聴取

処分について全く関わりを持っていないので、旧券の処分という認識が全くなかった。宍粟市の打刻機は 4 月 10 日まで山崎浄苑にあったと思う。それまでの打刻機の管理は西沢所長が行っていた。合併に際し、他の様式等は準備されていたが、し尿券については新券が印刷出来ていなかった。

- ・注文によりコピー券を印刷→宍粟市刻印を打刻→販売し即納領収書発行→調定→納付書より会計課または銀行にて入金
- ・し尿券は課長の後ろのロッカーに打刻機は係長の後ろのロッカーにそれぞれ保管していた。

- ・し尿券の注文を受けて必要枚数に刻印を打刻し販売していた。主に北川主査が担当していた。
- ・残数の確認は行っていない。調定で管理していた。
- ・し尿券は刻印がないものは無効という認識から刻印を打刻すると「金」ということは課内でも話をしてきた。
- ・タバコ店のみの販売で直接業者に販売したことはない。
- ・刻印の不明がみられるが、打刻は全て行った。力の入れようで不明確なものがあるかもしれない。
- ・委託料の支払いは日報と搬入時に提出される通知書の数量で確認、検収していた。
- ・18年4月に山崎市民局に移転した。書類を箱詰めし移動したが必要な書類を誤って廃棄した可能性がある。
- ・合併前、ロッカーのカギは西沢所長の机で保管していた。誰でも使用できる状態だった。

8月7-25日 警察と協議（総務部次長）

9月3日 警察と協議（総務部次長・衛生課長）

- ・山崎浄苑現地確認

9月5日 警察に捜査依頼書及び中間報告書を提出（総務部部長・次長）

9月11日 顧問弁護士と協議

管理責任と損害賠償について

- ・不法行為については、その行為を行ったもの、管理責任は一般的には懲戒処分となろう

管理監督責任と軽重について

- ・懲戒処分が一番重いのは、直接の担当者である。

決算監査と決算認定について

- ・議会・監査委員の責任も重いのではないか。

9月12日 H15年度以降従事直営班職員の事情聴取

(直営班とは、し尿の汲み取りに関し、委託業者ではなく、職員が汲み取り作業をおこなっているチームを指し、いわゆる旧町内を担当していた。)直営班がAたばこ店にし尿券を買い求めに行った際に、明らかに刻印のない旧し尿券500枚ほどを確認。タバコ店は「何処から買ったかは絶対に言えない」とのこと。

し尿券の販売は、すべて山崎浄苑(または衛生課の)事務所が行っており、直営班は関わりを持っていない。汲み取り時に現金の授受は3割、し尿券は7割程度だと思う。汲み取り時に未収の場合は1週間以内に直接家庭に出向きし尿券を回収していた。

日報、通知書、し尿券、計量については、直営班も業者も同じ流れで処理していた。業者は日報とし尿券は整理の時間が必要とのことで後日提出(山崎クリーン)は月2回程度:山口は翌日)。

17年度以降は、業者の日報とし尿券が合致しなければ受け取らないようにしていたため、旧券の廃棄は分からない。山安の刻印は西沢次長が刻印部に傷をつけて使えないようにしていた。山安当時し尿券は事務所2階の日本間の押し入れに置かれ、梱包を破った状態で置かれていた。押し入れには手袋等も保管されており、必要な職員は自分で取りに行っていた。

9月16～17日 第23回定例議会

山下議員質問:6月の議会で市長はこの問題について、警察に対して被害届を出していると答弁しておられましたが、宍粟警察署に問い合わせてみると、相談はあったが、被害届は受け付けていないとの回答でありました。本当に被害届は出されているのか平成17年度分の796万円については、当局も認めておりますが、平成15年度分の444万円、平成16年度分の372万円の収入不足は確認されておりますか。し尿汲み取り通知書兼汲み取り預り書を平成15年分から平成19年度分までの公開を求めましたが、・・・預り書すべてに受け取り金額が記載されておりました。現金収集の事実は確認されておりますか。

市長:平成18年7月の時点におきましては、被害等の明確な事実確認はできないことから、このような事象や話がある。警察の方でも留意をいただき、

適切な対応をしていただくよう口頭にて届けてまいりました。正式な被害届としての書類は提出していない状況であります。平成 15 年度、16 年度の収入不足額は確認したかとのことにつきましては、し尿券の販売枚数と回収枚数に差があることは確認しております。

収集業者がし尿券でなく、現金で収集していたことにつきましてそういった事実があったことを確認しております。

山下議員質問：

平成 18 年の 7 月 19 日に口頭で申し入れをして・・・警察の方にも被害届をして捜査の依頼をしておりますと、はっきりと答えておられたんですが、先ほど言われたことと違うんですけれども調査チームを立ち上げて、それから以降も現金での収集が普通になっているようなんですが。

市長：捜査をしていただきたいと、こういうふうに申し上げて口頭で申し入れをさせていただきました。・・・被害届につきましてはいつ、だれが、どこで、何をどう搾取したかということが具体的に示さなければならないこと、こういう問題点もございます。そのことが私どもは確認できない。そのことでありますならば、被害届にならないと、こういうことございまして、捜査の依頼をしてきたということを申し上げたというふうに私は思っておるわけですが、・・・

福祉部長：現金收受でし尿の汲み取りを行ったのではないかとございまして、これにつきましては我々の方で確認している部分に、業者の方におかれては多くの現金受け取りということもあって、個人の家庭の方がし尿券がないということで便宜を図られた中で、業者の方でし尿券を買われて持ち込まれたのではないかと推定いたしておりますし・・・我々としても市民への周知啓発、または業者の指導の徹底がまずかったのかなというふうに今考えております。

山下議員質問：先ほど福祉部長が言われた券が足りないとか、買いに行けないとかの場合、汲み取り券じゃなくて現金と言われたんですけれども、実際、尋ねてみますとそうではなくって、現金で取ってもらっていた方はもうずっと現金で、それでまかり通ってて・・・これが現状なんです、そうじゃ

ありませんか

福祉部長:問題の生じた過去におきまして、券、現金どちらでも受領というような形が慣例化されていたということは、我々、この問題が生じた時点において確認させていただいた。ただ、我々の方へ返ってくる段階で、現金で回収の時の費用をこちらが受け取るわけではなく、券でこちらは受け取るので、最終的に民民の間でそういう話の中で便宜が図られたのかなというふうに感じております。

岡前議員質問:先ほど正式な被害届は出していないとのこと。9月5日になって捜査依頼書を出したというふうなことになりますと、この6月のこの答弁というのは虚偽の答弁、うその答弁ということになるんじゃないかなと思うんですけども被害届というのはあくまでも被害の届けであって、警察に捜査を依頼するものではないと。警察に動いてもらおうと思えば告訴状もしくは告発状こういうものを出さないと警察というのは基本的に動かない。告発状という格好で正式に出さないと、その警察は動かないというふうなことになるのではないかなと・・・その預かり書にはすべて現金が幾らというふうに書かれておりました。これは、先ほど福祉部長が言われたように、市民に便宜を図るとか云々の問題ではなくて、これは一つ現金収集ということが常態化しておった、現金収集が当たり前になっておったということが明らか証拠だと思うんですね。・・・それと、もう一つは、そういう不正なし尿券というものが出回っておったということが事実としてあったという、この二つの要素がなければ、今回の事件というのは成立しないということになります。・・・こういうふうな事件が起こらないために、し尿券で業者と直接収集を依頼した方が現金でやりとりすることのないようにというふうなことで、し尿券というのは導入されておりますから、ですから全く逆のことが長年慣例として続いておったということであれば、当然業者も処分の対象になるのではないかなというふうなことも思います。

市長:

私どもが今回再度調査をした結果、先ほど申し上げましたように、枚数が合わない、そしていろいろなことが分かってきた段階で、これはきちっと捜査

していただきたいと、こういう被害届ではございませんが捜査依頼文を提出させていただいておると、こういう状況でございます。決して意図して答弁をごまかそうという気は全くございません。

総務部長: 当時、顧問弁護士とも相談をいたしましたけれども、やはり状況証拠のみではなかなか難しい。特に被害額、あるいは被害があったのか、なかったのかというところの確定にも至っておりませんでしたので、18年につきましては捜査の協力依頼、捜査言いますか、捜査の協力依頼のような形でやったのかなという記憶をいたしますし・・・内部調査には限界がございますので、今後は警察署の捜査依頼に期待してそれぞれの対応をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

福祉部長: 住民の方と業者の方との間での現金のやりとりということで、業者の処分もというお話もございましたけども、このことについては、市民の間でのお願いといたしますか、そういうのをやられた部分に行政が処分というのなかなか難しいかなというふうに考えております。

伊藤議員質問: 平成18年6月に、汲み取り券の不正がわかったときに、なぜ議会に対して正直にこの内容を説明されなかったのか、私は非常に疑問に思っています。・・・私は、今回の問題について大きな責任は、平成18年6月に大量のし尿券の不正が見つかったときに、内容の公開を怠り、隠ぺいを図ったところにあると思うのですが、市長はこの点についてどのような見解をお持ちですか

市長: 18年7月の時点で、議会になぜ報告をしなかったのかということでございますが、18年7月には、当然私どももそういった事象が中身として起こっているという判断はしておりませんでした。17年4月1日以降も旧処理券が利用できるということになっておったわけではありますが、18年6月の段階で、かなりの量が出てきた。そのことは非常におかしいのではないかと、こういうことで調査を試みようということにしたわけでございますが、その段階で決算上のさまざまな問題点が確定しておったわけでは決してございません。

そういう意味では、私どももなぜそういうことが起こったのか、

なぜそういう券がこの段階で出ておるのかということについては、調査をしてまいりましたが、明確なことには結論としては至らなかったと、こういう状況でございます。決して隠ぺいを図ったりした覚えもございません。

伊藤議員質問:口頭による依頼ってね、警察に昨日行って来たんですよ。警察なんてね、口頭によるってそんなことあったかなあというふうなもんですわ。書類がきちっと出ていないのに、依頼なんか、そがいなもん無意味ですよ。そして、9月5日に山崎の警察に捜査依頼された数値というのは、当然もう18年にでき上がった数値ですよ、これ、わかっていた。おかしいと思うのはですね、何で、確かに隠ぺいはしていないと言われますけれども、僕らから言わせたらね、18年6月にわかって、当然そのときに調査にいつておられるんですよ、いろいろと。業者のところへも。・・・そんな状況やのに、何で被害届が出ると、平成20年9月5日に同じことで今被害届が出されるのか。そして何で18年6月に議会に報告されなかったのか。

市長:私どもも警察に当初担当が行ってお願いをした段階では、被害届が出ていないと、なかなか捜査が困難ですよということは言われております。ただ、被害届というのは前にも申し上げましたとおり、いつだれが、どんな状況でどういうことをしたのかということが確定をできないと、・・・そういう状況でございますので、口頭で申し入れをいたしました。・・・なぜ今捜査願を出したのかというのは、一定の私どもの調査をした上で、間違いなくこの数の合わない状況、あるいは券が偽造されておる状況ではないというようなことを確認をいたしましたので、そのことをもって現状、こういう状況まで私どもは確認してきましたので、それ以降については、ひとつ是非捜査をいただきたいと、こういう捜査依頼をしてきたわけでございます

岩路議員質問:不祥事を引き起こした行政の管理責任並びにそのけじめの取り方が一つ浮かび上がってまいりました。もう一つは一番大事な点ですが、要するに公金の毀損、市民がこうむっておる被害として申し上げていいと思いますが、これをどのように回収し、回復するかという点でございます。

市長:損害賠償につきましては、私どもも顧問弁護士とも協議をしてまいりましたが、一連の違法行為により基本的には搾取した者が負うべきであるとい

うのが考え方でございまして、市としての賠償責任はないとの顧問弁護士の判断でございまして。別途第三者の故意、不法行為によります損害については、管理上の責任は当然問われるわけでありますが、損害賠償責任までは一般的には発生しないというのが顧問弁護士の判断でございまして、私どもにとりましても損害賠償等につきましては、明確な原因や損失の有無等警察による捜査の結果により判断をしたいと考えておるところでございまして。

9月18日 議員協議会開催

- ・し尿券処理の問題について再調査の必要があり、民生生活常任委員会に再調査が委任される。
- ・姫路市人事課課長来庁

9月24日 民生生活常任委員会

- ・18年6月28日タバコ店に直営班がし尿券を買いに行った際に旧し尿券500枚を発見、所長に報告
- ・所長がタバコ店に確認。B氏から購入。B氏はC食堂から購入
- ・山崎クリーンより合併前に元職員がし尿券を売りにきたとの情報があり、副市長に報告、その後調査
- ・18年7月19日 警察に捜査依頼を行う。
- ・18年8月3日 警察に再度捜査確認
- ・19年7月 警察は証拠不十分で難しい
- ・19年8月8日 伊藤議員から16・17・18年のし尿収集量・販売換算枚数の資料提供請求あり。
- ・被害届になると、いつ、どれだけの被害額があったかを出さないとだめだと、被害の状況が特定できないから被害届としての書類は出ていません。百条委員会の設置が出されたら。

船曳議長:「どう考えても否決」「百条が出ても私らは協力しないということになる」

東委員:行政からと警察沙汰になっている人からも被害を受けている。それは警察にまかせておく。そうすると百条でなくてもいいのではと私は思います。

船曳議長:委員会で調べるのは、山下くんがだしてくれたのをこつこつ調べる

のが議会の使命かと、百条やるとなると誰が、何をまとめて何を調べるか、誰を呼んでどうするか。それに予算もついてくるそんなことが簡単に出来るものでない。

松井委員:過去は直接業者に電話して現金を支払っていた。

千原委員:券を買いに行くのが、じゃまくさいから現金払いが多い。

山下委員:電話かけたら券を配達してくれたと聞いている。券をもってタバコ店まで配達してくれていたと

畑中局長:参考人招致は地方自治法上できるが、呼んでも何の罰則規定がない。待っている。だけということもある。

9月29日 民生生活常任委員会

- ・一般の方の傍聴に関してはお断りする方向で進めさせていただきます。
- ・し尿の処理問題に関しましては、当委員会に再調査が付託された。

松井委員:預り金の領収書は出しているのか。

釜田部長:預り通知書の3部複写の紙を相手に渡しております。お年寄りとか券の無い時にこれで買って収めてくださいということで、職員がサービスで嫌といえない状況で預った。業者の方も常態化していたようです。ずさんといわれても仕方がないし尿券の管理状況だった。B氏はC食堂から購入し、C食堂は飲食代金の代わりに業者からもらった。C食堂さんへ券を持ってこられた業者は安富で工事をしておられて、仮設のトイレを設置して、汲み取りをしてもらわないといけない。

松井委員:18年7月18日副市長と協議と書かれているが市職員以外の人物のかかわりがあると思われる。

釜田部長:問題となったのは、山安の元職員が売りにきたとの情報で相談を含め捜査のお願いをされた。

東委員:建設業者さんは券をどこで何枚買ったかわかりますか。何枚かはC食堂に渡した。食堂に聞いたら飲食代いくらかということわかりますね。

釜田部長:何枚業者が買ったのかは分かりません。何枚渡したか確認しておりません。し尿券の保管場所は途中で置いていた場所を移動しています。それまでは施錠はなかった。

東委員:その事務所に出入りする人は誰でもその券を持って出られるという条件にあったという事ですね。誰でもととっても限られますね。出回っても仕方がない。

山下委員:18年副市長と協議の上、警察に捜査を依頼した。ところが、証拠不十分で警察のほうから返事があり何の進展もなかったと。18年7月の時点では、いつどこで誰が不正を働いていたのか被害金額が全てわかっているじゃないですか。なのになんで、警察に告訴とかできなかつたのか。

釜田部長:18年の時点では誰がということも被害の額もわかりません。タバコ店へ販売された券じゃない券がでてくるんじゃないのかなという疑いだけです。被害届、どこでなんぼとかいろんな部分のところで額の特定、人物の特定ができていない。原因も特定できない。

山下委員:元職員が売りまわっているが、もしかしたら、どこで誰かが買っていたのではと言う調査が出来なかつたのですか。

釜田部長:し尿券を売りに来たということは18年6/28に知った。ですからそれ以降はここにのっているように調査した。

山下委員:旧券が汲み取りに使われている可能性があるでしょう。券を照らし合わせればわかるのでは。

釜田部長:回収券は最終的に日報、また、その部分について、業者から預っている部分はその都度、18年6月までは確認しておりません。

山下委員:17年度の市の汲み取り日報と旧券を照らし合わせれば、旧券がどこの業者に多量に使っていたかという事実はつかんでおられないんですか。

釜田部長:その時点ではつかんでなかつた。総数の中で合わないという部分、そのなかでの想定でどこからどうというルートをね。きちっとおさえるのはなかなか難しかったのでは。

藤原委員:販売枚数で実際には在庫は調べずに、最終的には現物の券が確認できずじまいですね。

釜田部長:18年7月28日から通し番号をうって管理しておりますが、それ以前は出来ていなかった。

大倉委員長:し尿券調査委員会の調査内容及び結果からお願いします。

釜田部長:し尿券受け払いにおける基本処理方法の欠如。受け払い簿と管理台帳の未整備及び関係書類の廃棄、及び所在不明。印刷時における確認及び検収業務の不徹底。し尿券処理方式の形骸化。現金の受け取りがあったという部分だと思えます。し尿券刻印、現金等管理方法と担当職員の長期専属制についてということで、上記問題点を踏まえて、次の方策を講じる必要性がある。今回の調査より歳入歳出における経理事務処理上の整合性は認めるものの、事実として販売枚数以上に上回る回収し尿券が存在することを確認する。このことは、根本にし尿処理券受け払い簿が未整備であり、在庫管理が全くなされておらず、確認すべき数量、時期等が把握できない状況にあり、さらに、それを確認すべく、付属関係書類の廃棄、所在不明という事務処理上大きな欠陥により原因究明は難しいと考える。一方においてはし尿処理券方式を基本とし、事務処理が行われている事を想定していたが、実態としては、現金による汲み取りが行われていたことを確認した。このことにより、正規の公金取り扱い事務から乖離した事務処理が行われていたことも重要な一要素と考えられる。ということで、現段階で調査チームの報告がまとめられています。

東委員:棚卸はしていなかった。その在庫管理はしていなかった。帳面上はあっている。事務処理上の大きな欠陥があり、原因究明が難しいと書いてあるが、原因究明は事務処理上でしょ。難しいこともなんでもないこと。事務処理上問題があったからでしょ。事務処理上の欠陥が原因では

釜田部長:決算書でこの部分は確認できる部分。そこに気がつかなかった。

千原委員:確認すべき関係書類の廃棄、不明というのはどういうことか。

釜田部長:保存年月の部分で廃棄。見つからない書類があったと。倉庫になかったということ。

西沢副課長:監査が終わり、決算監査がおわりという時点で倉庫に置いていたと思っています。

山下委員:一般家庭で一回で何枚使うのか

西沢副課長:普通平均で25~30枚くらいです。昔の田舎の家なら50枚

山下委員:今回、不明の券が78,000枚ありますよね。これを考えると一般家

庭で不明券がでたと考えるよりは、業者が現金で汲み取って、どこかでタバコ屋さんで業者が買うわけですね。どこの業者がどこのタバコ屋さんで何枚買ったか調べられていますか。

釜田部長:業者がどこで買ったか確認はできていません。確認すればすぐわかると思います。業者がどこのお店で買うということは、市の方がどこで買ってくださいということは、確認がとりにくいと私は思います。業者の記憶の範囲です。通知書での確認しかできない。

山下委員:市が責任を持って業者を選んで委託しているわけですからその辺、もうちょっときっちりしてもらわないといけない問題だと思いますし 1600万円市民の税金が不正になくなっている問題ですからどこの業者がどれだけ買ったかということは調べるべきではないですか。

釜田部長:今の段階としては内部調査の域を出ていない。それ以降について、今の所は警察に捜査依頼。この情報をもって市としてはここまでやったが、後の部分の依頼をされていると私は理解しておりますが、市長の方が外部の方も事情聴取ということになれば、その所の事情聴取が今後行われると私は思います。

山下委員:記憶の範囲で聞き取りはされていないのですか。

釜田部長:それはしていません。今後それは、必要とあれば

藤原委員:今回の市の姿勢を見ていたら、組合の職員が不祥事を起こした。何らかの形で退職されている市の職員でないが組合というのに弱腰というか、ふせておられるように思えて仕方がないのですが、

釜田部長:組合時代に辞められておる。事情を聴く程度はするしかないかの判断のもとで、できなくはないと思いますが、先ほどありました処分の部分では、全く権限が及ばないと私は理解しております。捜査依頼という形で今回、きっちりと文書で出されているので警察との連携の中で進めていくと市長から聞いています。

松井委員:刻印不明の券、9,849枚、非常に多い。刻印不明というのは正規の券でないと思うのですがどういう経路で、事務段階、その場で発見できなかったのか。見過ごしてしまったのか。こういうことは無関心で処理していた

のか。

釜田部長:きちっと読み取れない、全く見えない状態。販売された券か、先ほど出てくる盗難とか、不明とう形にしております。今の取り扱いの中では刻印不明はありえない状況であるのですが、当時の管理体制の中で、こういう券が出回ったということは取り扱いに慎重さが少し欠けたのかな。当時の評価はしにくいタバコ店で販売した券以外が混ざっている可能性がある。

高山副委員長:刻印のないものは金券でない。職員が確認されていたのか。刻印でないものは無効券だと金券でないということが周知徹底されていたのか。

釜田部長:当時、刻印までは確認していなかった。周知徹底できていなかった。金券という意識が課内のなかであったのに、そのことが伝わっていないというズサンな管理だった。

東委員:18年7月に捜査依頼を1回していますね。19年7月に捜査状況の確認をしていますね1年後に捜査状況の確認をしています。なぜ1年後なのか説明できる？

釜田部長:18年当時の事は知らなかった。次長が確認している。依頼した状況がどうなっているか時間も経っていると言う事で確認をした。

山下委員:本来、券でないとだめなところを現金でしたと。山崎以外は納付書方式になっていた。なぜこの時期に山崎は納付書方式にかえなかったのか

釜田部長:当時の組合担当局長が合併の協議をされています。合併協議の中では旧券は使用可としていましたので、旧券の販売はしません。出回っている分は1年経てば自然となくなるだろうと

千原委員:業者が持ち込む量は大体分かる(決まっている)と思う。その中で、持ち込む量が飛び抜けて多かった業者はなかったのか調べているのか。

釜田部長:下水道整備等で年々減っており、又担当区域のこともあり一概には言えない。

10月1日 山口氏事情聴取（藤井・落岩）

7月29日の汲み取りについては、早朝に住民より急な申し込みであったので取り急ぎ汲み取り業務をいたしました。その時の汲み取りしたし尿は、現在廃車しているバキューム車に積替え、当社の倉庫に保管している。宍粟市に

この状態を報告していないし、クリーンセンターへ搬入しておりません。汲取り手数料は頂いて通知書を発行しております。

問:何故クリーンセンターへ搬入しなかったのか？

答:し尿券のことや家の件で悩み事があり、早朝に汲取りを行ったので汲取り通知書の控（市分と業者）を紛失したので、誰の汲取りかが分からなくなり現在に至りました。最終的にはクリーンセンターへ搬入したく相談しようと思っておりました。

問:何故今まで保管していたのか？

答:保管伝票を紛失し、お客さんが誰か不詳になり仕方なく保管しておりました。それ以外の理由はありません。

問:1件あると、他にもあると思いますが、どうですか？

答:日時はさだかでないが、何件か汲み取りしたし尿を保管しております。

1件当たりの量や時期は分かりませんが、将来はクリーンセンターへ搬入を希望しており、相談しようと思っておりました。倉庫に廃車のバキューム車2トンが2台置いてあった。7月29日分 し尿券82枚分相当1,640リットル

10月2日 山口氏事情聴取（藤井・落岩）

問:8月6日のし尿汲み取りで960リットル10,080円、し尿券48枚分の作業をしている。クリーンセンターに搬入は15枚分300リットル3,150円です残り660リットルはどこへ？

答:家内が伝票整理をしている時、子供が嘔吐して汚れた為に1冊分の伝票を廃棄処分したので記録がありません。（8月頃から9月17日までの伝票）

問:市民には山口の通知書で市には宍粟市の通知書で提出されているが、書き換えをしているのでは？

答:通知書がなくなったときに、自社の通知書を出したことがあるかもしれない。

問:20年4月以降、(有)山口の通知書で市民に渡し、市へは書き変えて納入していないか？

答:それは一切ありません

問:現金で汲み取りし市民の通知書に3枚複写の内、市民の通知書のみボールペンで金額を記載し渡しているが？

答:汲み取り作業の中でお年寄りや券のない方は、現金で受け取っております。市はし尿券で作業するよう指導があり、時期はいつか忘れましたが、対応に困り浄苑の所長に相談したところ、やり易いようにしたらええと言われてそのようにしております。

10月3日 警察との協議（保管場所等現地調査、総務部次長・衛生課長）

10月6日 民生生活常任委員会

釜田部長:1点目、山口の収集の通知書、これがこちらに来ている分と符号しないのではということでしたが、書き換えはないですかと言う質問をしましたが無いということです。せめて、住所や名前が分かれば調べる事もできるという返事がありました。各家庭の調査を試みたいと思っています。

2点目、日報ですが17年度がないということでしたが包括支援センターのロッカーに保管されていました。

3点目1年間の空白について、警察との何回かのやり取りの中で警察からの報告を待っていて、こちらから行動を起さなかった。これについては反省すべきかと。4点目、警察が関係書類を押収していないということですが、現時点での捜査状況ですが、警察に確認しましたら、それは一切言えないということでした。

山下委員:使ってはいけない、収入役も認めていない通知書ですが、現在も使われている。それは、クリーンセンターへ持ち込めませんよね。だから書き換えせざるを得ないわけですね。それでも書き換えていないと言っておられるのですか。

釜田部長:聞き取りでは、通知書がなくなった時には、古いものを使ったこともあるかもしれない。そういう言い方です。各家庭に通知書が保管されていないと、協力ができないのですが

山下委員:なぜ、市は何もしないで、土日歩かれたら集まりますよ。山口さんは20年9月ですよ、なぜ何も指導していないのですか。

釜田部長:年度当初、一回は行う。その後も依頼はする。それも聞かずに使っているという状況があるなら対応します。

山下委員:17,220 円ももらっている。少ない量を書き換えてし尿処理されている。廃バキュームカー2 台に糞尿がいっぱいにたまっていたでしょう。その辺は不番に思って調べなかったのですか。

釜田部長:業者に聞き取りをしました。ただ、証拠がないと。その点についてはそういう返事でした。ここへは、市の通知書で返ってきているので、今の状況の確認が取れていなかったことは申し訳なかった。今後、どの程度、書き換えということがあるのかひとつひとつ確認を取って今後対応してゆきたい。

釜田部長:業者と住民の間で、かさあげ請求があれば、詐欺罪です。少ない量での持ち込みでは、廃清法（廃棄物処理及び清掃に関する法律）とのからみで、不法投棄でもされれば、保管ということになれば法にはひっかからない。そのあたりの 確認をとっていくことになる。

山下委員:日報と通知書と券とセットになっているでしょ。今は許可されていない通知書を市の白い通知書に書き換えられているわけです。調べてみましたら、その人は券で出しておられる。9 件中 4 件は、汲み取り券の枚数を減らして書き換えられています。

藤原委員:改ざんの疑いがあるということで、しかし、この方を呼んだりするということはできない。この委員会で追及してもいいものかどうか。ここではどうしようもない。

釜田部長:業者と市の関係では、受け入れた量と通知書とはあっている。業者と家庭との関係で、本当の量でないものを請求された等、事実としてあれば、法令等に従って対処すべきもの。調査した結果は警察に伝えて対応できる手続きを行う。

東委員:黄色の紙と白い紙、指定は白いものに変えなさいということだが、まだ黄色の分を使っている。正当な理由なし。なぜ、福祉部はいえないのか。

釜田部長:衛生課、クリーンセンターからは市の様式を使うよう指導はしている。指導を聞かないで使っている。通知書が無くなった時に自社のものを使

うと返事を頂いている

松井委員:調査チームは机上で書類だけ見て、調査しているのか。社会問題化するまでに、いろいろな疑問点がたくさんあったと思う。真相究明に尽力していることやってもらわないと市民は納得しない。調査チームを立ち上げて空転ばかりしていたのか、ひとつのジェスチャーだったのか。

釜田部長:事情聴取をしてくれている。内部職員に対するヒアリングしかしていません。各家庭と業者の確認の中で今後調査を進めて行く必要があるかと

千原委員:領収書、正規のものを使うことを、守らせていない何の為に作ったのか。不自然だ、何故徹底させないのか。何か弱みでもあるのか

釜田部長:誠に申し訳ない。9月に課長が2業者にまわって指示をしている。書き換えと言う事の確認がとれていなかったのも、てぬるかったのかと。

東委員:警察からの報告を待っていたということだが、1年間待っていたということだが、重大な問題として捉えていたか。1年間もほっておかない。重要と捉えていなかったのでは。それはどうか。

釜田部長:捉えていたが、警察に任せていたから、安易な考えがあったのかも。警察にお願いしたからそれを待っていた。

10月6～7日 「山口」の事情聴取

一般家庭へのし尿汲み取り量の水増し請求行為を確認する

10月10日 民生生活常任委員会

釜田部長:6月以降3カ月を確認し、通知書も保管されているだろうと791件、汲み取りがあるのですが電話で確認をしました。了解を得られた方を訪問しました。件数が131件、内73件が市の様式、58件が業者が作成した

通知書であった。市への報告書と突合した結果、25件が何らかの不突合がありました。山崎クリーン、直営は突合できました。山口さんは25件不突合がありました。業務委託契約にてらして今後対応を考えて行く。

山下委員:不突合の内容は

釜田部長:20を汲み取って10と書いてあるものと20を汲み取ってあるものを25と書いてあったものという意味です。少なく汲み取って沢山券をもらわ

れたのか、沢山汲んでいるのですが、何らかの方法で減らした、不法投棄とか。その部分については、事情聴取の中で事実確認を取ってゆきたい。

山下委員:全て現金だったのですか

釜田部長:現金の収集が多かったという報告を受けています。差が生じた理由を追及しないと。こちらに持ち込まないと、現金は業者にとどまっていることになる。この結果を持って業者に確認する。

高山副委員長:タバコ店から注文を受けてタバコ店へ職員がし尿券を持っていく。そこで仮領収書を発行して一部はタバコ店、一部は浄苑で保管となっています。金融機関で現金を入れる。浄苑保管分があるかどうか。

釜田部長:調査チームの報告の中で、仮領収書が見当たらなかった。控えの確認が取れていない。

タバコ店に控えが残っているようなら、事情聴取をしていくべきと市長からの指示もありました。18年からは衛生課で販売しているので仮領収書方式はとっていませんが。入金額と仮領収がイコールなのか、という確認はできなかった。確認する為にはタバコ店に残っている控えと調定との突合しかない。

高山副委員長:保存期間は

釜田部長:5年となっています。今からさかのぼれば15年まで保管されなければおかしい仮領収と会計への切符は別です。会計のものは三連のものです。預かってきたのを書き直して。

畑中局長:仮領収書が複写です。その控えがないのです。

釜田部長:銀行に入金されているときに何らかの形で書き換えられている恐れが、仮領収書がなければ疑われているのではと。

山下委員:タバコ店は領収書をおいていますよね。どうして調べてくれないのですか。

釜田部長:まだやっていません。9月5日警察に捜査依頼を提出した時点でそのことも含めてお願いしています。

山下委員:西沢さんでない職員が行かれていますと

藤井課長:タバコ店の近くで汲み取りがありときに職員に年1・2回頼んだ

山下委員:後は全部西沢さん？

藤井課長:そのように聞きました。

千原委員:正規の領収書を送るとか持って行くとか。

畑中局長:仮としておいて何の手立てもしていない。ひとつの疑惑があります。領収書があってこちらの控えがみあたらない。全く違う切符で納入されたものが銀行へ行って役場に来た。・・・誰が行っていたかというところほとんど西沢所長が行っていたと。というと、犯人のようになっていた。・・・他の職員が行っていた方が多かったと聞いている。

花本課長:仮領収書の件ですが、様式としまして、領収書2部複写と収納伝票という3部複写があります。当時の担当職員が、し尿券と領収書を持ってタバコ店に行き、例えば10万円分預かり2部複写のものに10万円分と2部複写の領収書を1部残します。1部持って帰る領収書がありますのでそれを持って帰って、3部複写の伝票に転記します。その転記したものと10万円を持って金融機関に行き納めます。3部複写ですので、1部が金融機関、1部が担当課当時の浄苑、1部が会計課に残ります。そのうち領収書の複写の部分1枚が見当たらない。

山下委員:3つの疑惑が出てきた。ここで終わりにすることは議会の責任を放棄することになるから徹底的に調べるべきだ。

千原委員:先延ばししても結果は同じ。

東委員:市民に大きな損害を被った。その責任は市にある。それは担当部、担当者に責任がある。それはトップである市長の責任となる。「事務処理上の大きな欠陥」「あまりにもズサンな事務処理・管理方法・管理責任を問わざるを得ない」とあるから、この辺に絞って委員長に報告して頂ければ。

山下委員:参考人ね。来てもらったらわかるのになと思いますこれは必要だと思う。

高山副委員長:100条までやってきていただけるかどうかはわかりませんが、業者やタバコ店の人もどうか。

千原委員:一般の人を簡単に呼べない。証拠もなにもないから

大倉委員長:当委員会としましては、当局に対して最大限の情報提供を求め、

出来る限りの努力をしていただいたとっております。市民の方々への一日も早くご理解いただけるよう求めたものでありまして100条委員会に匹敵する審査をしてきたと思っております。

山下委員:議会に与えられた権限を利用してこの問題を究明すべき。議員として

千原委員:あなたただ、そういう考えで言うのは、これは調査であって、犯人探しでない。警察との協議及び資料提出（総務部次長）

10月15日 顧問弁護士と協議（(有)山口の水増し請求と契約解除について）

- ・偽りの通知書が確認できている。速やかに、本人より聴取し事実確認を行う。
- ・委託業務契約について、契約違反その他不信行為により解除できる。
- ・一般廃棄物の許可取り消しは、一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律の取り消し事由に該当しない。
- ・市民に対して詐欺に該当する。
- ・違反その他不信行為を行っている業者であり、ゴミの委託契約も解除できる。

10月22日 早朝、山口氏と携帯で連絡

山口:〇〇さんに全て任せており、会って話すことはありません。責任は感じております。市長に内容を報告。

10月27日 顧問弁護士と協議

- ・聴き取りに応じないなら、配達証明付で文書を出し様子を見る。相手が来庁し弁明等する場合。何も連絡しない場合、相手の出方により解除通知書の内容が異なる（結果により弁護士と協議する）。

10月28日 山口氏より聴取を行う。（釜田部長・藤井）

問:市民よりし尿汲取りを行い、センター搬入時に通知書の書き換えが3カ月間だけでも25件、約1トンから確認できている。約1トンのし尿はどうしたのか？

答:積替え保管はありません。原油の高騰により苦しいので汲取りよりもめに市民より現金で徴収した。迷惑掛けてすみません。それ以外は何もありません。

問:通知書の書き換えは間違いありませんね。

答:間違いありません。

問:今現在どうですか？

答:今はしていません。

- ・顧問弁護士と協議

山口本人より聴取でき、事実確認が取れましたので、解除通知を早急に行いたい。

10月30日 (有)山口の契約を解除

11月6～11日 市内及び旧安富町のタバコ店27店調査。

し尿券販売額935,300円が収入されていない事を確認

11月11・17・18・21日 警察と協議（総務部部長・次長・総務課副課長）

- ・告発に向けた協議。山口及び全体分の告発に向けた協議。資料提出

11月13日 顧問弁護士と協議

水増し請求の告発について

- ・市側の重大な管理ミスがある場合は、市に損害義務が発生するが、一般的な管理を行った上での犯罪行為であることから行為を行った者が賠償すべき。
- ・公金が適正に入金されていないことについて
- ・被害額を特定して告訴する。なお、告訴状の受理は、あくまで検察の判断である。

11月14日 H17年度衛生課担当正職員の事情聴取

11月27日 宍粟警察へ告発状の提出（総務部部長・次長）

- ・山口分は写し及び全体分は捜査資料として

12月1日 し尿券を廃止し料金後納制に改める

- ・し尿券方式の廃止のお知らせ（平成20年11月30日を以て「し尿券」を廃止する）

12月4日 旧事務組合職員（現姫路市職員）の事情聴取

12月8日 警察との協議（総務部次長）

- ・山口分告発状受理に関する協議、しそうクリーンセンター及び衛生課の書類保管状況現地確認

12月12日 (有)山口を詐欺容疑で告発する。（正式受理）

12月18日 宍粟警察へ告発内容の確認（衛生課長）

12月19日 公金管理の不適切な事務処理及び管理監督責任により、関係職員12名を処分。

市長：減給 3/10 2ヵ月

副市長：減給 1/10 1ヵ月

収入役：減給 2/10 1ヵ月

職員の処分：減給 4名

戒告 2名

訓告 6名

12月26日 警察との協議（総務部次長）

山口の件について宍粟警察より経過説明

5. 平成 21 年

1 月 26 日 顧問弁護士と協議

水増し請求について市が被害者として告訴することについて市が虚偽の請求に基づく不正請求で告訴することは難しい。

業務上横領の告訴について、告訴人不詳で告訴することも可能である。

2 月 13 日 業務上横領（被疑者不詳）で告訴状を提出 正式受理

3 月 24 日 山口氏、不起訴処分(通知)

山口氏が、市民の汲み取り料金を水増しして受け取っていた詐欺事件が、神戸地方検察庁龍野支部にて、不起訴処分となった。

（現在、検察審査会に異議申立中）。

6 月 30 日 「し尿券問題処理特命チーム」設置

職員 6 名、市民 1 名

7 月 27 日 顧問弁護士と協議

山口に対する市からの損害賠償請求について被害者は市民であり、市民が民事請求すべきである。

業務上横領に関する損害賠償請求について事実関係を明らかにして検討すべきとのこと。

11 月 24 日 業務上横領で北川職員が逮捕された。

北川職員は、現在（平成 22 年 10 月）も公判中で、無罪を主張している。今もって、当市の職員の地位を有している。

11 月 25 日 顧問弁護士と協議

- ・ 告発状の公開について不起訴となったものは、犯罪事実が特定できないということであり「非公開」とすべきである。
- ・ 山口の再告発について一時不再理の原則により、同一案件では、再告発で

きない。

12月2日 顧問弁護士と協議

- ・水増し請求と損害賠償について
あくまで犯罪行為に基づくものであり、当事者が賠償すべき
- ・横領事件の民事請求について
刑事事件が不起訴となった場合、民事請求はかなり難しい
- ・市の損害賠償責任について
国家賠償法か民法の規定による賠償責任となる。

12月15日 顧問弁護士と協議

- ・業務上横領事件の見通しと量刑について
現時点では1件の起訴事実であるが、検察としては全体分で法廷で争うだろう
- ・検察審査会への不服申し立てはできるが、新たな証拠がなくては起訴相当は難しい。

6. 平成 22 年

1 月 6 日 顧問弁護士と協議

検察審査会の件について、市民が被害を被っているので市民が不服申し立てをしてはどうか（市はしなくてよい）。北川再逮捕については、同じ案件で 3 回逮捕することはよくある。起訴事実について争うこととなる。

2 月 23 日 顧問弁護士と協議

業務上横領事件の見通しについて、裁判を傍聴すれば日程は分かる。検察審査会への申し立てについては、裏付ける証拠と対象者が異なれば告発は可能。期間は、起訴日から 3 年

4 月 10 日 民間によるし尿処理問題検討委員会発足

し尿券問題処理特命チームより参考資料配付

- ①平成 16 年度予算運営においては、12 月と 3 月に補正予算を編成している。その中でも平成 16 年 12 月補正においては、業者に支払う委託料の減額が 3,050 千円に対して、歳入のし尿汲取手数料は 7,500 千円を減額している。
- ②平成 16 年度の A タバコ店の購入単位及び回数が 12 月以降それまでとは大きく異なっている。
- ③平成 17 年 8・9 月においては、B タバコ店への売上が経理上ゼロとなっている。
- ④平成 17 年度は補正予算を編成していない。決算時点において、し尿汲取手数料（歳入）予算額 27,752 千円に対し、決算額 16,313 千円で 11,439 千円の収入不足となっている。上記のとおり、少なくとも平成 16 年度予算・決算及び平成 16 年 12 月のタバコ店の購入回数及び単位の変化、更に平成 17 年の 8・9 月時点においては、し尿券販売収入の変化に気付き、事件を未然に防ぐ機会があったと言わざるを得ない。

4 月 26 日 関係者事情聴取（し尿処理問題検討委員会）

H17 年度以前にし尿券は 2 階和室にあった時期がある。し尿券関係書類の焼

却の噂は知っている。市や警察の事情聴取は簡単なものであった（10分程度・4～5人1度に行った。個々ではなかった）。し尿券の持ち出しは個々で出来るが、単独でないと思う。し尿券の帳簿は無かった。H氏は本人の希望で姫路に行った。H17年度以前は、し尿券の持ち出し、横領など、やりたい放題であった。自分は17年度以降、看貫（注：トラックや積み荷の重量を量ること）伝票とし尿券の突き合わせを行った。伝票処理は所長が行っていた。

5月6日 関係者事情聴取（し尿処理問題検討委員会）

H氏は安富のタバコ屋から頼まれたと言っていた。西沢氏は、たえず岩崎氏に相談している。西沢氏から、話が聞きたいから来てほしいと自分に電話があった。山口氏にH氏が券を売りに来ても買うなど電話したが、山口氏は、H氏から買っていないと思う。その後、西沢氏より、山口氏に直接電話するなどと言われる。山口氏は、「旧券の買い置きがあった」と言っていた。西沢氏の指示で、森本氏が5年間分調査した。森本氏・衛生課3人が浄苑閉鎖時に資料を持ち出している。西沢氏は、自分で判断できない。常に上の指示で動いている。H15年ごろから、くみ取り業者が、現金でし尿を収集するのが常態化した。

5月25日 顧問弁護士と協議（特命チーム）

業務上横領に係る量刑について、本人が認めて弁済すれば執行猶予がつくだろう。（懲役2～3年ではないか）虚偽告訴罪については、民事による名誉の回復で争うことは可能としてある。

5月31日 藤原正憲福祉部次長（当時）事情聴取（し尿処理問題検討委員会）

Aタバコ店に「Y」氏が200枚売りにきて30,000円で買った。2回目は断ったと聞いた。岩崎部長の指示で、C食堂・山崎クリーンを調査したが、調べた内容は部長に報告している。（有）山口の調査は誰も行っていない当時の職員的事情聴取は行わず、西沢氏だけに行った。西沢氏が全てを知っている。現場の職員たちは、し尿券は金券でないと認識していたようで、ずさんな管理で、基本的な事ができていない。所長は1～2年で交代になるのでよく見

ずに判子を押ししている。この問題は、組織的な犯行の恐れがあるが、警察が調べてくれるから、職員の調査はしなかった。部外者的な見方をしてしまった。責任は当時の市長・部長にあると思う。

6月11日 山本久男衛生課長(当時)事情聴取（し尿処理問題検討委員会）

18年4月から産業部に移ったので、衛生課には1年しか在籍していない。18年以降も衛生課に残ったのは、北川職員だけである。北川職員は、ずっと部屋にいて、お金は北川職員の右の引き出しに納入書とともに入れていた。北川職員が公金を横領したのは、全く分からなかった。いつも、A店など特定のたばこ屋が買いに来ていた。たばこ店の人の顔を知っているのは、北川職員だけだった。北川職員に任せていたら、安心感があった。領収書には、正規の納付書と仮の即納書の2種類があった。たばこ店の人は、みな、北川職員が書いた仮領収書（即納書）でよいと言っていた。会計課から調定簿が回ってきて確認するが、ほとんどが1000枚の販売なので、いつの1000枚か区別が付かなかった。毎日の販売枚数が管理できておらず、販売した控えをなくすと、いくら販売したか分からなくなる状態であった。

17年4月から勤めた臨時職員は、6月で辞め、岩崎部長に相談し、7月から北川職員が知っている人を連れてきて働かせ、その人は18年以後も他課に移動し、勤務していた。

し尿券と刻印を別に保管し、刻印をその都度押すのは、自分が指示した。し尿券と刻印のロッカーの鍵は北川の引き出しに入っていた。自分は監督責任を怠った。すでに、収入不足で処分を受けた。15年、16年については、責任を負えない。し尿券の戻ってくる数字と出ていく数字が結果的に違うが、その意識では調定の数字を見ていなかった。今まで問題がなかったので、任せすぎた。ただ、昔に出たし尿券もあるはずなので、数字の差額がそのまま損失になるのではない。

17年度のし尿汲み取り手数料（山崎浄苑分）18年3月予算現額27,752千円に対し収入累計15,848千円、執行率55.8%については、『オカシイ』と気が付かなかった。『そう言われればオカシイですね。』と他人事のように話す。

6月19日 内部文書の調査（し尿処理問題検討委員会管理体制小委員会）

市役所の岡崎氏・中村氏・坂根氏と面談

問い：市の引き継ぎを行った文書の提出依頼

（誰から誰に引き継いだか「し尿券の担当者」）

回答：前町長（高嶋氏）から執行者（まだ市長が決まっていなかった中田氏）

に引き継ぎが行われた（書類あり「不動産・動産及び預金残高 100 万円余りのみで、し尿券については一切記載なし」）。担当部署の引き継ぎ書類は無し

（し尿券の在庫のチェック無し。合併で混乱していた。宍粟市のし尿券さえ出来上がっていなかった状態であった。）

問い：事務分掌・組織表の提出依頼

（誰がし尿券の販売・収集の仕事を行っているのか。また誰がどのような権限があるのかが分かる資料）

回答：宍粟市組織規則からは不明

（業務係：し尿処理及び塵芥処理に関する事）だけの表記

	主管課長	部長
収入の調定	100 万未満	100 万円以上 500 万円未満
収入の通知及び支出命令を決定すること	100 万円未満	100 万円以上 500 万円未満

岡崎次長によると、この規定は一件の専決であるとの事。

調定とは、歳入を徴収しようとする場合に、その内容を調査して、所属年度、歳入科目、収入すべき金額等を内部的に決定する行為をいう。

「一般廃棄物(し尿)収集運搬業務委託契約書」（抜粋）

第 11 条 乙は、委託業務の実施に際し、いかなる名目であっても第三者に対し、汲取券以外の金品等の請求をしてはならない。との記載あり。

問い：歳入執行一覧表で、し尿汲み取り手数料の予算現額 27,752 千円、調定累計 15,484 千円 執行率 55.8%についてはどのように感じるのか？民間会社は、予算より異常に収入が少なかったら、その要因を説明しなければならぬと思うが？誰の権限でこれが認められたのか？

回答：本来ならば、調定だけで済ませる事はおかしい。担当課長が決算見込みを行い、予算の減額補正を行うのが、通常であると思う。補正をすべき水準の減収である。自分がその立場ならば行っていた（中村次長）。予算管理者（担当課長）が責任あり、この金額で決算すると判断した部長に最終責任あり（岡崎次長・中村次長）。上記の（部長及び課長の専決事項）は1件の調定（一回の販売額）の金額であるので、予算現額と調定累計額の差額12,268千円（し尿汲み取り手数料の予算現額27,752千円 調定累計15,484千円）は専決ではない。（岡崎次長）

問い：し尿券販売の収入が予算より12,268千円も減収になっている。この分を何かの形で補てんしないと収支が合わないのではないか？このような事で正しい会計といえるのか？監査の正確性はどうか疑問である。

回答：何かの形での補てんではない。し尿にかかわる事は一般会計であるので、その中に埋もれてしまっている。（岡崎次長）

問い：し尿券回収状況で「不明」「刻印無」とあるが、「不明」とはどのようなことなのか？

回答：「不明」とは打刻してあるか、どうか判別できないもので、「刻印無」とは、あきらかに打刻されていないもの（坂根課長）

問い：し尿券回収で「不明」「刻印無」が大量に受け入れが行われている。なぜ、チェックがされなかったのか？

回答：分からない。私たちが調査した時に、その事の聞き取りを行うべきであった（岡崎次長）。「山口」に不明券が多いのでおかしいと思った。証拠がないので推測で文章にできなかった。（坂根課長）

問い：15・16・17年度のし尿券の領収書綴りが不明とは、どういうことか。それは、存在するべきものでは？

回答：調査の時に捜したが見つからなかった。事務所が移転するときになくなったと聞いている。絶対にないといけないものである。責任は西沢所長にある。（岡崎次長・坂根課長）

7月13日 西沢治美山崎浄苑所長(当時)事情聴取(し尿処理問題検討委員会) 管理体制はずさんだったが、北川氏が公金を横領していたとしても、そのこ

とは知らなかったし、関与もしていない。今回の横領事件は、あつてはいけないことで、反省している。A タバコ屋で大量の旧券が見つかったときは、窃盗などの犯罪だと思った。し尿券の出る数と入る数が合わない事は、売りが少ないからではあるが、おかしいとは思わなかった。監査委員の会計監査を受けた。意見がもらえたが、どんな意見だったか覚えていない。し尿券を、山崎浄苑 2 階和室の押し入れに保管していたのは、平成 10 年頃である。香山局長になってから、1 階の鍵がかかるロッカーに保管した。鍵は、引き出しは施錠しなかった。し尿券の台帳はないが、パソコンに調定の入力をする事が、台帳に当たると考えていた。し尿券の盗難には、自分は関わっていない。また、誰がどうやって持ち出したかも分からない。A たばこ店に旧券を販売したのは、Y さんで、C さんから手に入れたと聞いた。

山崎クリーンと山口からは話を聞いた。H さんが、山崎クリーンに旧券を売りに行った話を田中課長に報告した。田中課長から藤原次長に、そして、岩崎部長に報告が上がっていると思う。もし、自分が、H さんのところに話を聞きに行けと言われてたら行く。し尿券は、注文を受けると、自分や火葬の係が配達していた。ときどき北川さんも配達した。パソコンで三連キップをだしてやっているの、横領はありえないと思う。自分は、公金の横領をしていない、横領は自信を持ってやっていない。北川さんが書いた即納書で、自分に渡されていないものまでは、チェックしていない。北川さんが事件を起こしたとすれば、それは自分の責任かもしれない。辞職して責任を取る事も考える。

し尿券に通し番号を入れていたら良かった。(有)山口が提出した券になぜ旧券が多いかについては、気付かなかった。山口氏は、大量に買い置きがあると言った。(委員会注；この時に、山口氏が旧山崎町安富町事務組合のし尿券を大量に持っている事は、不自然で、不正流通だと気が付いていない事は問題である)。山口は、D たばこ店で買うのを止めた後、山口氏が E たばこ店で買っていたと思う。し尿券回収時、「刻印不明」「無刻印」のし尿券が大量に発見されていることについては分からなかった。ずっと前から、市民に発行する業者作成の仮領収書を認めていた。し尿収集時に、し尿券の代わり

に現金を授受していることは知っていたが、くみ取り業者に対して改善の指示を行わなかった。その他の業務として、山崎町・安富町一部事務組合議会資料を作ったり、案内書や議案書等決算書を作成した。決算書作成で金額が合わない事、つまり、収入に対して、支出が多いことを分かって決算書を作成した事を認める。

火葬場の職員に対する心付けは、原則お断りしていたが、いただいた心付けは、自分が職員から預かっていた。

上司の許可はなかったが、いらぬ書類や、新品の旧券はシュレッダーをかけて廃棄した。必要ない券は、平成 17 年 5 月頃、シュレッダーにかけた。し尿券を販売した領収書は、当時存在した。残っていないのは、自分の責任である。それらをシュレッダーにかける事については、岩崎氏からの指示は、あったかどうか覚えていない(→その後、「僕は聞いていない」に変更した)。シュレッダーをかける前は、いらぬ書類をゴミとして出していた。券のずさんな管理と書類を紛失した事については、すでに減俸の懲戒処分を受けた。

7 月 14 日 岩崎良樹福祉部長(当時)事情聴取 (し尿処理問題検討委員会)

この問題の調査は、自分の責任でなく組織で決めた事である

平成 18 年 7 月 2 日夜、職員を名乗る匿名の男から、旧券が出回っているのを知っているのか電話あり、6 月 28 日、直営班が、A たばこ店に旧券がたくさんあるのを発見し、西沢所長に報告した事が分り調査の必要性を感じた。

前副市長からは、管理監督責任のある福祉部で調査するように指示された。自分は衛生課長に調査指示していたので、浄苑の西沢所長に直接指示する事はなかった。

平成 18 年 7 月 3 日頃、香山局長からの聞き取りを行った。職員の聞き取りは、西沢さんを通じて行った。山崎クリーンは、藤原次長と田中課長が行った。C についても聞き取り調査を行った。工事現場事務所が閉鎖になるので、その作業員からいらなくなったし尿券を飲食代金として受け取ったか、買い取ったということで、不正はないとの結論に至った。個々でし尿券の取引をするのは違法かどうか私には分からない

H さんが山崎クリーンに売りに行ったのは、違法だと思うから、平成 18

年 7 月 19 日に警察に話した。公務員に告発義務がある事は知っていた。警察が、告訴するには、もっと証拠を固めるように言った 顧問弁護士が、証拠がないから慎重にやれとアドバイスした。

公務員として、住民のために一生懸命行った。調査についてもできることはした。歳入、歳出についてチェックする義務はあるが、普通、歳入の場合、執行率が低くても調査はしない。旧券も、昔販売し、市民の家に在庫となっていた券が出てきたと考え、警察からも追加資料の指示はなかった。合併前の券の持ち出しについては、合併後の犯人が明らかになれば、自ずと明らかになると考えていた。平成 15 年からの使用済みし尿券を調査し、何度枚数を数えたか分からない。また、刻印のチェックもした。平成 18 年 7 月 19 日までにやる事はしたので、その後は調査しなかった。自分たちは能力不足で、警察でないと捜査できないと思った。調査の指示は、自分の決裁権限を越えていると判断し、前副市長の指示を仰いでいた。

(H 氏と山口氏の聞き取りをなぜしなかったのかとの質問に) そう言われればそうですと、その点の不手際を認める。

副市長の指示で部長職が召集され、中心は私だが、全て決定できないし、私の責任ではないと思っていた。

(調査の時間が短すぎるのでは) との質問には、情報・証拠がなかったもので調べられなかった。

全て 前副市長の判断・指示で調査をした。私は一生懸命調査した。山口さんとは、ゴルフにも一緒に行った事はない。山口さんは、詐欺事件で不起訴になった後、私の家に謝罪に来た。

北川さんの事はよく知っているが、横領をするような人間かどうかについては、ノーコメント。北川さんが捕まったのは、残念である。

金銭の出し入れは、課長決裁であった。現金を扱う以上、近くにいる現場の者がもっと厳重にチェックしていたら良かった。課長や係長が監督する横領防止の具体的なシステムはなかった

自分の監督責任は認める。しかし、し尿券の在庫管理は、現場責任者がきっちりすべきであった。事件発覚後、防止策として、し尿券の連番制、台帳、

入金と刻印を会計課で管理するよう指示した。移動時の引継ぎは、課長間で行い、部長は（簡単な）書面で引き継ぎしていたが、細かい引継ぎまでは行われていない。

8月30日 山口氏不起訴につき、検察審査会申立て

山口氏が、市民の汲み取り料金を水増しして受け取っていた詐欺事件が、不起訴処分終了したことについて、市が不服申立を行った。

9月8日 前市長事情聴取（し尿処理問題検討委員会）

この事件については遺憾・残念である。市民に対して申し訳ない。市民目線からかけ離れていた。二度とこのような事件が起こらないようにしたい。調査に協力したいので出席をした。まさかこのような事が起こっているとは思わなかった。究明したいと取り組んできた。18年6月に発覚してから、真相究明する為に調査してきた。し尿券について合わない事は町時代から分かっていたので、きちっと管理するように言っていた。管理がずさんだった事は知らなかった。何故、今まで発覚せずに来たのか不思議だ。長年の管理が適切でなかった。同じ人が作業していた為で、チェックが出来ていなかった。事件はタバコ屋から直接話を聞いたので分かった。その後で、西沢君が調査したと聞いた。福祉部長岩崎氏に調査するよう指示した。

し尿に関しての決裁は行った事はない。決裁は入札だけである。書類を見て判断していた。合併後、全ての事務事業の見直しを指示し、効率的な組織を考えてきた。この部署だけを考えた事はない。合併時に北部は後納方式で、山崎町にだけし尿券方式が残った事が残念である。北部がし尿券方式の時に不正のうわさがあった。台帳等が欠落していた事が把握できなかった。この問題は手に負えないと判断した。犯罪の可能性が強いと思い警察に捜査をお願いした。警察が捜査すると言ったので、やってくれると思った。警察には月に1回以上行っていた（注：これまでこのような発言はなかった）。警察だけに頼った訳でない。内部調査をした。

福祉部長を総務部長に代えたのは適材適所で、問題ない。代えたらだめだと判断しなかった。長くかかってしまったのは、内部調査に限界があった為。

また、警察の調査も進まなかった為である。「山口」の調査が何故行われなかったのか分からない。調査しろとも指示もしていない。私は調査委員に入っていない。内部調査委員の中で、方針が決まったのではと思う。結果的に「山口」を直ちに調査していれば2年間の水増しは防げたと思う。管理監督責任はある。

H氏に対して突き詰めるのが難しいと思った。姫路に行ったのは希望だと思う。労働組合との間に一部事務組合職員を13人（以上）とするとの覚書があるが、民営化すべきとの思いから協議を行ってきた。

調査方法は、職員に聞くほかはなく、知らないと言われるとそれ以上聞くことが出来ず、進まなかった。内部調査をいいかげんにしようは思っていない。「疑っているのか」と職員に言われ、真相にまでたどり着けなかった。職員組合は強く、その中でもし尿の組合は強い。強いから突っ込みが出来なかった訳でない。所長は組合が強いから何も言えなかったかも知れない。調査したが把握できなかった。もみ消しをしようと考えた事はない。

し尿券の不正流通は、職員が関わった事件だと思った。故意に書類をなくしたかどうかは分からない。手に負えないと判断したのは、職員らから「知らない、分からない」と言われ、それ以上問い詰めると人権の問題もあり、難しいと判断した。調査を止めさせようとした外部圧力はなかった。さまざま噂が多数の人から入った。私の母も現金で支払っていたので、し尿汲み取り時の現金授受の常態化は以前から分かっていた。

顧問弁護士との協議には、私は入っていない。岩崎君と岡崎君で、市民に対して聴取出来るかの確認だと思う。顧問弁護士が、市民の調査に市の権限がなく、追求が難しいので、しない方が良いとアドバイスがあった。

調査は関係職員、市民は全員行った。全たばこ店も電話し、出向いて調査した。Eたばこ店も行った。警察対応は前副市長で警察が捜査・調査した後で協議を行う中で告発するとの事だった。警察から証拠を固めるように言われ、

タバコ店から領収書を頂き、再度調べた。調査委員会を立ち上げなかったが、書類や帳簿の調査を総務部中心に続けていた（注：その確認は取れてい

ない)。し尿券の販売と回収の差異は18年後半に知った。調査は副市長と岩崎君に指示した。し尿券の販売と回収の差異を損失と確定できなかったのは、詳細まで精査、把握できていなかったから。結果的に販売と回収の差異を損失と確定しないと、犯罪にならないと判断せざるを得ない。し尿持ち込み時に、し尿券だけは、後日持参する事を認めていた事が問題であった。

17年度のし尿汲取手数料予算と収入の差額は、水洗化などがあり確定できなかったのだから分らなかった。決算に対して膨大な量をチェックできない。し尿に関して市長は決裁の権限がない。1件も決裁していない。決裁権限は課長までで、部長もない。流れはそうなっている。部長は決算書類だけは見ていると思う。部長は、職務権限が与えられており、責任を持って、それぞれの部署でチェックすべきである。決算に対して、長年同じ人が行ってきたから、チェックすることが出来なかった。

し尿券方式は後払いしなくてよい利便性があるので導入されていると思う。水増し請求は、(有)山口と住民間の現金のやり取りなので、市が介入できないので民間同士の問題であると思う。水増し請求された人を何人も知っており、告発を促したが行ってもらえなかった。

調査委員会を2年後に設置したのは、議会からの指摘と最初から調査をやり直す為であった。「調査したが、結論として至らなかった」との答弁は、調査を放置したのでなく、真実を掴めなかったということである。組織として隠そうとしようとは思わない。平成18年6月28日から7月19日までしか調査を行っていないのは、なぜか分からない。岩崎君に指示をした。内部調査には限界がある。書類を整理して警察に提出した。(集団無責任体制ではないかとの問いに) 公務員は甘いと思う。

全ての事は西沢氏に聞けば分かると思っていた。西沢氏の責任は大である。西沢氏に「お前がわからんで、どうなるのか」と話しても分からないと言った。不正を行ったのは1名だけでない。し尿券で酒を飲んだとのうわさを聞いた。当時の責任者として、二度と起こらないように意識改革が必要だと思う。何年も続いた管理体制に問題もあり、責任もある。それなりに責任を感じている。全体の管理責任は私にある。目が届かなかった事は申し訳ない。

損害の賠償は当時の担当者の中に退職者もいるので、退職者には請求できないと思う。私は15年8月までと17年であり、高嶋氏、中田氏にも責任を問えるのか。自分は、市長選挙で落選して市民からし尿問題の審判を受けたので、責任の一端は果たした。

第2章 組織的な問題

1 事件の内容

し尿問題とは、平成18年月6月13日に市幹部の問題認識がありながら、平成18年6月28日に発覚したとされている、いまだに原因究明がなされていない問題である。それは市職員による公金横領問題、し尿券不正持ち出し問題、委託業者によるし尿汲み取り量の水増し請求問題などの4つの問題である。

- ①市職員による公金横領問題とは、市職員がたばこ店にし尿券を持参してたばこ店から販売代金を預かり金融機関に入金せず着服した問題
- ②元職員が不正にし尿券を持ち出して、し尿取扱店に渡した問題
- ③汲み取り業者が市民から料金を水増しして徴収していた問題
- ④問題発覚後、市当局が真相究明を怠った問題、または、証拠を故意に隠滅した疑惑

2 調査目的

①し尿問題が、いまだに、原因究明及び解決がなされていない為、市民に「し尿問題」の真相を知っていただき、市民と行政の信頼関係の回復を行う。住民の目線で、早急にこの問題の原因究明・解決及び再発防止の提言を行う。

②なぜ、どうしてこの問題が起きたか？

問題が起こったときに行政がどのような行動を取ったか？

どうして問題解決が長期化したのか？その結果どのような影響が起こったか？

誰が責任を取るべきか？市役所のデータ及び文章から客観的にわかりやすく究明する事を目的に調査を行ったものである。

し尿券販売枚数及び回収枚数

年度	販売枚数	回収枚数	差し引き	金額換算(×199円)
15	222,000	243,176	21,176	4,214,024
16	161,100	178,840	17,740	3,530,260
17	75,300	113,242	37,942	7,550,458
合計	458,400	535,258	76,858	15,294,742

※ (し尿券販売枚数と回収枚数は年度毎に概ね同じ枚数になる)

15～17年度合計で販売枚数よりも回収枚数が76,858枚も多くなっていた。金額にして、15,294,742円も市の収入が少なくなっていた。(収入不足分は税で負担)

3 これらの問題がなぜ起こったか？

1) 公務員としての自覚の欠如

- ・ 宍粟市職員の服務の宣言に関する条例

「宣誓書(抜粋) 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」

- ・ 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

① 全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行していなかった。

その職の信用を傷つけ職員全体の不名誉となるような行為を行った。

- ・ 誠実かつ公正に職務を執行していれば、このような問題が起らなかった。
- ・ 組織全体が公務員としての意識の希薄さがある。
- ・ 縦組織の弊害がある。(法令遵守制度の確立と自由に発言できる職場環境の整備が必要)
- ・ 刑事訴訟法 239 条 2 項には「官吏又は公吏がその職務を行うことに犯罪があると思料するときは告発しなければならない」と規定されており、告発

が義務付けられている。

②警察に対し、積極的に捜査を求めていたとは言えない

平成 18 年 9 月、宍粟警察署に対し、若干の資料を提出したのみで、それでは有効な捜査ができないと警察から説明を受けながら、前市長らは、関係者や議会に対して、「警察の調査を待っている」との答弁を繰返し行った。書面で正式に捜査を求めたのは、事件発覚から 2 年 2 カ月後の平成 20 年 9 月 5 日である。したがって、警察が捜査をしない、またはできないことをよいことに、徒に真相解明を遅らせたと言わざるを得ない。

③行政の目的は、住民「しあわせ」や「ゆたかさ」を増加させることにある。

地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの（地方自治法第 1 条の 2）。その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法第 2 条 14 項）。法令に違反して事務を行ってはならず、違反して行った事務は無効である（地方自治法第 2 条 16、17 項）。宍粟市の公務員が法の理念を自覚することで、明るく素晴らしい展望が見込まれる。

2) 歳入不足に気付かなかった。

平成 17 年度には、し尿券収入が 2 7 7 5 万円（歳入予算）であったのに、実際には 1 5 4 8 万円しか売上金がなかった（歳入決算）。つまり、し尿券の売上が目標の約 5 5 %にとどまったので、一般企業であれば非常事態として、緊急に対策を講じなければならないところである。しかし、福祉部の管理職らは、その歳入不足に気付かなかったか、もしくは、気付こうともしなかったのである。

（原因）し尿券の売上の金額について、支出額または予算額に見合った入金があったかどうか確認する意思が担当者らになかった。**行政のチェックが全く機能していない。**下の者は、上の者の責任と考え、上の者は下の者の責任と考える傾向があり、誰かが収支のバランスの責任を持つという自覚がないのではないか。その点で、無責任であると言わざるを得ない。

3) 人事異動時に引き継ぎが行われていない

- ①担当部署の引き継ぎが全く行われていない。
- ②担当部署の引き継ぎ書が存在しない。

山崎町安富町衛生施設一部事務組合では、北川職員（業務上横領罪で公判中）と西沢職員の2名が長年事務を行っており、それ以上の管理職は、何も知らなくても2名の職員が切り盛りしていた。福祉部衛生課の管理職が交代する際は、書面による大雑把な引き継ぎしか行われていない。市民から行政を預っているものとしては、綿密な打ち合わせの上に書面での引き継ぎを行わなければ、責任を持った事務ができない。したがって、単に書面を交付することで引き継ぎを果たしたとも解釈可能な下記の事務引き継ぎ規程は、改正されるべきである。

「宍粟市事務引継規程

第5条（抜粋）事務引継書（別記様式）2通を調製し、引継ぎする者及び引継ぎを受ける者がこれに連署のうえ、調製現在日から10日以内にその1通を課長にあっては市長に、課長以外の職員は所属長に、それぞれ提出しなければならない。

第6条（抜粋）係長以上の職にあるものを除く職員にあっては、所属長において軽易であって事務引継書の調製を省略しても差し支えないと認められるものについてはこれを省略し、口答によることができる。」

4) し尿券を管理していなかった

- ①し尿券の台帳がない。
- ②し尿券に通し番号がない。
- ③し尿券の領収書控えを紛失している。担当者が故意に廃棄した疑いもある。
- ④し尿券は、山崎浄苑1階事務所奥の物置で保管していたが、その鍵は、机の上か施錠されていない引き出しの中にあり、職員なら誰でも盗める状態にあった。し尿券が金券であることの認識が乏しい。

⑤し尿券の回収時のチェックが行われていない。

し尿券は、発行時に刻印を打刻して販売したはずなのに、回収時に刻印が押されているか判別できない券が、大量に発見された。盗まれたし尿券を流通させていたと言える。

⑥売上金を受け取ったのに、すぐさま入金せず、数日間放置するなど、売上金を適正に管理していたとは到底言えない。

5) し尿汲み取り時に現金での支払いが常態化していた

「宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(抜粋)

し尿くみ取り手数料については、この規則の第4条第1項の規定にかかわらず、合併前の山崎町の区域にあっては、当分の間、し尿くみ取り券により、手数料を徴収する。

「一般廃棄物(し尿)収集運搬業務委託契約書」(抜粋)

第11条 乙(委託業者)は、委託業務の実施に際し、いかなる名目であっても第三者に対し、汲取券以外の金品等の請求をしてはならない。

①委託業者は、旧山崎町内での汲み取りに際し、汲み取り料金を本来し尿券で受け取らなければならないにもかかわらず、実際には現金で受け取ることが少なくなかった。すなわち、「し尿くみ取り券により手数料を徴収する」という規定が守られていなかった。また、委託業者は、し尿券以外を請求してはいけないにもかかわらず、その規定をないがしろにしていた。

②し尿券方式であった為に、職員がたばこ店から代金を受領し、売上金が横領される環境があった。

③し尿券方式であった為に、不正に券を持ち出し流通させる環境があった。

④し尿券方式でありながら現金での支払いが行われていた為に、委託業者の水増し請求が起こる環境があった。

⑤直営班も、し尿回収時にし尿券でなく現金を受け取る事が多かった。

⑥市民に対してし尿汲み取り時の支払いは券の支払いでしか行ってはいけない事が周知されていなかった。

⑦そのことが周知されていない為、市民がし尿汲み取り時に現金で支払いを

行っていた。

- ⑧し尿汲取り時に現金の支払いが日常化しており、市は、それを是正せず、放置してきた。

4 真相解明の熱意が感じられない

- ①警察に事情説明・捜査依頼をおこなっただけで、積極的な調査をしていない。

関係者や議会に対して、行政側が「警察と協議中」とか「警察の調査を待っている」との答弁を繰り返して、何ら調査を進展させなかった。二言目には、「警察に」やら「顧問弁護士が」などと名を借りては逃げ続け、約2年間、本格的な内部調査を行わなかった。

- ②顧問弁護士が消極的なアドバイスをしたと説明し、顧問弁護士を利用して調査を怠る口実とした。

たとえば、「(顧問) 弁護士の考えもあって・・・調査を徹底することが非常に困難な状況もございます」「顧問弁護士から『市民の調査に市の権限がなく、追求が難しいので、しない方が良い』とアドバイスがあった。」「証拠がないので慎重にやれと顧問弁護士からアドバイスを受けた」との議会答弁がなされた。

問題発覚後に弁護士との協議は平成18年7月13日でその後の協議は平成20年9月11日である。2年2カ月も顧問弁護士との協議が行われことから、市は、し尿問題に対しての真剣さがなかったと言わざるを得ない。

- ④売上金横領と「有限会社山口」の水増し請求詐欺は、警察でなく、市の調査委員会の調査で発覚した(平成20年)。

調査委員会が事件発覚後、2年後になって設置され、設置後に「山口」に水増し請求行為や公金横領が発覚している。このことは、2年間も本格的な調査が行われなかった事を証明している。

また、2年間も水増し請求詐欺が放置され続け、住民に多大な損害を負わせた市の監督責任は重大である。

- ⑤平成18年から不正疑惑のあった有限会社山口について、2年間も聴き取

りを行わず、平成20年に初めて聴き取りを行ったのは、明らかな怠慢である。

市は、委託業者である「山口」に対して管理監督責任を放棄していたと言わざるを得ない。

⑤し尿が問題となっている時期に、幹部が調査を遅らせる言動があった。

「決算・監査・議会の議決をしている。終わっている問題ではないのか」と議員協議会で説明した。

⑥行政は、問題発覚時に直ちに市民の代表である議会に報告しなかった。

⑦行政が調査委員会の設置を先送りした。

(結論) この事件を表面化させないことを目的にしているともとられる態様である。

5 議会の責任

(1) 平成18年、不正流通していたし尿券が発見されたということは、市に入るべきお金が入っていない、すなわち、市民の税金が無駄に流出しているということであった。そのような場合、市議会は、百条委員会という強制力のある特別の委員会を設置して、真相究明と再発防止について徹底調査しなければならない。それにもかかわらず、宍粟市議会は、平成20年12月、百条委員会の設置を否決した。当時、多くの議員は、翌平成21年春に選挙を控えており、選挙活動のために真相解明を怠った可能性がある。

もし、議会が即座に百条委員会を立ち上げ、真相究明に全力を挙げたならば、重要文書も隠滅されることなく、真相が明らかになっていたはずである。今回を機に、議会に対して猛反省を求める。

(2) 市議会議員の住民に対しての説明は、不十分であった。

(3) 議会の中だけの議論に終始して、住民にその内容を詳しく説明していない。

(4) 議会及び委員会の問題追及と情報収集が不十分と言わざるを得ない。

平成19年11月27日の議員協議会で、民生委員会に調査を委ねる

事が決定され、平成 20 年 9 月 29 日に再調査が民生委員会に付託された。10 カ月間の調査に真剣さがないと言わざるを得ない。

- (5) 一部の市議会議員しかし尿問題を取り上げなかった。市議会は、住民の立場で行政をコントロールする使命を果たしているとは言えない。

6 その他の調査責任

(1) 監査委員

監査委員は、行政の予算執行や財産管理が適切になされたか調査し、議会と市民に報告する責務を負っている。監査委員は、2名の委員からなり、1名は見識の高い市民から選ばれ、1名は議員から選ばれることになっている。

しかし、監査委員は、し尿処理に関する公金横領や不正流通を見抜けなかった。さらに付言すると、監査委員らは、予算の執行が、議会が承認した金額以下かどうかだけの監査にとどまり、積極的に不正の調査をしようとした形跡がない。会計知識と意欲のある監査委員が選任されていない。監査委員の選任方法に問題があることが明らかとなった。

(2) 顧問弁護士

市の幹部らの証言によると、真相究明に消極的なアドバイスを繰り返した。また、顧問弁護士が真相究明に努力するよう指導した形跡はない。少なくとも、市の幹部は、真相を究明しない口実に顧問弁護士を利用した。そもそも、顧問弁護士は、市民のために、市民の血税から顧問料を支払っているのであって、市の幹部の保身のために雇っているのではない。市は、顧問料の支出について、市民にどう説明するのか。

7 調査怠慢の結果

- 1) 収入不足分の税金負担が増えた。
- 2) 水増し請求行為が放置され続け住民に多大な損害を負わせた。

- 3) 行政の信頼が失墜した。
- 4) 調査に無駄な時間とエネルギーが費やされた。
- 5) 時間とともに事実解明が困難になった。
- 6) 問題が長期化になり、住民の意識が薄れる要因になった。

第3章 法律上の責任

1 公金横領

合併前には、山崎浄苑（山崎町安富町衛生施設一部事務組合、以下「事務組合」という。）が、し尿券をたばこ店に販売し（正確には、販売業務を委託し）、合併後は、宍粟市衛生課が、たばこ店にし尿券を販売した（正確には、販売業務を委託した）。

し尿券をたばこ店に販売した売上金（歳入）は、職員が金融機関または宍粟市会計課に入金しなければならない。しかしながら、たばこ店に残る即納書（仮領収書）・帳簿と宍粟市または事務組合に入金された金額が合わない。その差額は、分かっているだけで約700万円に上り、過失で紛失したとは考えられず、職員による横領行為が認められる。

し尿券の売上金は、合併前後を通じ、北川職員が一貫して管理してきた。平成21年11月、北川職員は、業務上横領の被疑事実で逮捕され、現在公判中である。北川職員の身柄はすでに保釈され、公判の終了を待つばかりである。北川職員の法廷供述は、おおむね以下の通り。

「犯人は、自分ではない。」

「なぜ、お金が合わないか、分からない」

「誰が犯人かわからない」

（おそらく17年7月27日の19万9000円の横領について）

「その日は、イオンカードなどの支払いのため、同額の現金を持っていて、自分の口座に入金した」などと、北川職員は、否認の供述を繰り返しました。そして、すぐに、「分かりません」を連発していました。

以下は、業務上横領被疑事件の裁判の様子やそれについての委員の個人的な感想が記載されているため、一部を省略します。

北川職員が横領したとして起訴された金額は、P.5に記載した。北川職員は、無罪を主張しているが、証拠関係からは、有罪判決の可能性はある。判決言い渡しは、平成23年初めころと思われる。

北川職員が起訴された公金横領以外にも、たばこ店の数字と市または事務組合の歳入が合わないものがあり、それらについても公金横領の可能性はある。公金横領の総額は、それ以上であるかもしれない。犯人は不明である。

平成15年度	696,500円
平成16年度	835,800円
平成17年度	3,800,900円
合計	5,333,200円

(うち、起訴分3,500,600円)

2 「し尿券」の窃盗

平成17年4月、事務組合の元職員・H氏が、委託汲み取り業者である有限会社山崎クリーンにし尿券の購入を持ちかけ、その際、「(旧し尿券が) なんぼでもある。」と山崎クリーンの代表者に話した。(有限会社

山崎クリーンは、不正な点は認められず、むしろ、真相究明に協力して下さった。)

また、平成18年6月には、Aたばこ店で約500枚の旧し尿券があるのが発見された。平成17年4月に宍粟市の「新し尿券」に変更されて、少数の余った「旧し尿券」が存在するのは理解できるが、大量のし尿券が見つかったことは、旧し尿券が山崎浄苑から大量に持ち出されたと考えられる。

さらに、汲み取り作業の委託業者であった有限会社山口は、合併後も旧し尿券を山崎浄苑に納めることが多かったので、単に家庭で旧し尿券が余っていたのではなく、何者かによって、盗み出されたものと考えられる。

その点について、山崎浄苑では、外部者によって侵入された形跡は全くなく、内部犯行の可能性が高い。当委員会でも徹底調査したが、重要参考人である事務組合元職員のH氏は、証言を拒否したため、真相解明には至らなかった。

3 有限会社山口の水増し請求詐欺

し尿の汲み取り業務は、いわゆる旧町内は、宍粟市または事務組合の職員が行い（直営班）、それ以外の地域は、業務を委託された有限会社山口と有限会社山崎クリーンの地域に分けて行われていた。このうち、有限会社山口が行った汲み取り作業について、家庭に保管された汲み取り通知書と、有限会社山口が市に提出した汲み取り通知書が大きく違っていた。つまり、有限会社山口は、実際の汲み取り量よりも多い汲み取り通知書を市民に発行し、汲み取り料金を市民から過分に徴収した。その後、有限会社山口は、汲み取り通知書を実際の汲み取り量に書き直して、市に提出していたことが明らかになった。被害者は、相当多数に上る。

この汲み取り料金の詐欺事件に関し、神戸地方検察庁龍野支部は、平成21年3月、嫌疑不十分として不起訴処分とした。しかし、そのような結末は不当なので、市は平成22年8月、検察審査会に対して、不起訴不当の決議を求める申立てを行った。具体的には、ある家庭では、有限会社山

口が汲み取りを行ったのは、21回の平均で552リットル(5,800円)であったが、特命チームの測定によると、340リットル(3,570円)しか容量がない。したがって、有限会社山口が、その家庭で1回の汲み取りで詐欺した水増し金額は、2,230円である。この測定結果の提出により、起訴が可能になることを期待する。

この水増し請求詐欺は、被害者が市民であるので、市が有限会社山口に対して損害賠償請求することは、困難である。

なお、この水増し請求の始期は不明である。

4 管理監督責任

(1) 部長、課長、係長級の責任

部長以下の管理職は、「し尿券」の売上金などの公金および金券である「し尿券」は紛失、横領、窃盗などで損失しないよう、厳重に管理する義務がある。具体的には、部長、課長、係長級は、売上金の漏れがないか、複数の職員に担当させてチェックするよう指導する義務や「し尿券」を職員が勝手に持ち出せないように保管する義務(管理責任)があった。また、部長以下の管理職は、担当者が適正に金銭や「し尿券」を管理しているか常時注意を喚起し、指導する義務(監督責任)を負っていた。それにもかかわらず、部長以下の管理職は、これらの義務に違反した。

(2) 収入役の責任

収入役は、現金、物品、有価証券の出納および保管を行う義務がある。そして、収入役は、「し尿券」の担当者が売上金や「し尿券」を適正に取り扱うよう監視する義務があったのに、収入役はその義務に違反した。

(3) 監査委員の責任

監査委員は、財務に関する事務の執行を監査し、毎月例日を定めて現金の出納を検査する義務がある(地方自治法 235 条の 2 第 1 項)。一部事務組合の監査委員についても同等の義務があると考えられる。そして、監査とは、形式的な監査ではなく、実質的適正な監査を指すと解される。しかし、監査委員は、この監査義務を怠った。

(4) 市長、副市長、(一部事務組合の) 管理者、副管理者の責任

市長、副市長、管理者、副管理者は、市(一部事務組合)の職員事務を監督する義務があり、その結果、部長以下の管理職に対し、「し尿券」の売上金や「し尿券」など市(一部事務組合)の財産を適正に保管するよう指導監督する義務があったのに、その義務に違反した。

5 調査の怠慢・証拠の隠滅

し尿券の不正流通の調査は、平成18年7月ころから平成20年6月に調査チームが発足するまで、棚上げにされた。前市長は、警察に任せている(から何もしない)という答弁を繰り返した。

その間、し尿券の売上金の領収書など、貴重な公文書が多数紛失したことは、故意に証拠隠滅した可能性がある。現在でもそうだが、当時、古い公文書の廃棄は、外部の専門業者に任せており、市内のゴミ処理場に出すことはない。しかし、当委員会は、その頃に千種クリーンセンターにてトラック約7台分の公文書が廃棄されたことを確認した。公文書を廃棄したときの千種クリーンセンターの責任者は、平成17年度に衛生課長であった山本久男氏である。ただ、千種クリーンセンターで廃棄された文書が、し尿処理に関係する文書かどうかまでは、特定できなかった。

この点に関する懲戒処分は、責任者である西沢所長が、減給10分の1(1ヶ月)など、極めて甘い。今後、文書の保管義務違反については、解雇などの厳罰をもって臨まないと、不正の根絶はできない。

6 損害額

A. 未収金の合計 76,858枚 × 199円
= 15,294,742円

B. し尿を処理する費用 30,411,850円(原価)

C. 調査費用 数千万円

本件の調査には、調査チーム、特命チーム、し尿処理問題検討委員会の調査に膨大な労力を費やした。日当に換算すると、それだけで数千万円の

損害が発生している。当委員会は、それを請求しないが、職員の労力については、市が給料を支払ったので、関係者らに請求することが可能である。

原価計算の根拠(B)

(1) 不正流通券の損失補てん請求額

① 15年度は、21,176枚×199円 = 4,214,024円(収入不足額)

200原価

21,176枚×(199円－366円) = 3,536,392円(処理費)

合計 7,750,416円

② 16年度は、17,740枚×199円 = 3,530,260円(収入不足額)

200原価

17,710枚×(199円－418円) = 3,878,490円(処理費)

合計 7,408,750円

③ 17年度は、37,942枚×199円 = 7,550,458円(収入不足額)

200原価

37,942枚×(199円－402円) = 7,702,226円(処理費)

合計 15,252,684円

④ 総合計 30,411,850円

(2) 請求者

① 不正流通に係わった者 (1.タバコ店以外の販売した者(H氏他)・2.一般消費者以外の購入者 [し尿処理業者と考えられる])

② 不正流通を見逃していた、山崎町安富町衛生施設一部事務組合(以下「山安事務組合」という)の管理者及び監査人及び市長を始めとする管理監督者

(3) 驚きの事実

市当局はし尿処理に係る費用(原価計算)を計算していなかった！！

この問題について 200当たり一体どれだけの処理費用が必要なのか、

又、収入不足だけを捉えて、市の損失と捉えてよいのか検討する為に原価計算書を要求すると、『設立最初はあつたのかもしれませんが、現在はありません。』との回答。

(4) し尿処理の原価計算

市のし尿特命チームの協力で原価計算した結果は、以下のとおり。

収入(200=し尿券1枚)－原価(直接原価+管理原価)=市民の税金で負担

① 15年度	199円	－	366円	=	－167円
② 16年度	199円	－	418円	=	－219円
③ 17年度	199円	－	402円	=	－203円

注：し尿券は210円の販売価格であるが、タバコ店の手数料が11円であるので、210円－11円＝199円が市の収入になる。

以上のように、その損失負担を市民に負わせているにも係わらず、杜撰な管理が調査の段階で分かった。

(5) 誰が今回の不正流通の損失を負担すべきなのか。

以上のように、市当局の杜撰な管理体制が、責任を曖昧にし、又、不正を容易に行なえる温床を作ったものであり、責任は市当局にある。そこで、不正流通の犯人が究明できなければ、市幹部職員に市民の損失を補ってもらおう。

(6) ここからは当委員会の私見です。

職員の中には、不正流通券は、ニセ札が出回っているのと同じだから被害者は『市』であり、その被害額は、1枚につき199円だという見解がある。

この大前提には、消費者が宍粟市民で、尚且つ利用戸数は決まっている。という事です。

それで原価については、損害の対象にしていません。

では本当に決まっているのでしょうか？

どこか短期間の工事現場や、短期間の工場が操業したとかで、利用戸数は変わるはずです。

そこで当委員会は原価割れしている事業で、尚且つ盗難又はニセ札を作った者に対する損害賠償額は、原価を請求するのが筋だと思います。

不正流通券が出回らなかったら、し尿を処理する原価は発生しません。

つまり、①収入②収入－原価＝原価割れ額、この①と②が市(市民)の被った被害額だと思うのです。

例えば、ある家電量販店が、弊社の目玉商品(原価を割って販売)については、弊社は現金で取り扱いをしません。商品券での取引しか扱いません。とチラシ等で告知し販売したとします。

売値 1千万円 仕入値 1,500万円 差引 -500万円

当初予測の損失です。

しかし、ニセの商品券を大量に偽造し一般消費者に販売し、当初予測の2倍の消費者が来店し、ニセの商品券でその商品を買っていきました。

①売値 1千万円 仕入値 1,500万円 差引 -500万円

②売値 0円 仕入値 1,500万円 差引 -1,500万円

(消費者は1千万円支払っている)

損失額は、②の仕入値の1,500万円だと当委員会は考えますが、市当局は、②の消費者の支払った売値1千万円だとの見解です。

理由は販売する数は決まっているからです。

では、し尿の問題に戻ります。

冒頭に申しましたように、何らかの理由により、利用戸数が増えた場合は決まっているとは言い切れません。

不正流通券によって、正規ルート of 収入も減ります。

よって当委員会は、損失額は、原価でみるべきだと思います。

又、不正流通券を市場に出回らせる結果になった杜撰な管理の責任としても原価で計算すべきであると考えます。

7 賠償責任

(1) 北川職員

判決で有罪が確定した場合、裁判所が認定した金額につき、賠償請求するべきである。なお、有罪判決が確定して職員の地位を失っても、賠償請求できることに変わりはない。

(2) 17年度の損害につき、前市長（職務代行者は除く）、副市長は、監督義務違反に基づき、福祉部長、福祉部次長、衛生課長、副課長、業務係長、山崎浄苑所長は、管理監督義務違反に基づき、収入役は現金等の保管義務違反に基づき、監査委員は、監査義務違反に基づき、市に対して連帯して損害を賠償する不法行為責任を負う（民法 709 条）。

15, 16年度の損害につき、一部事務組合の管理者、副管理者は監督義務違反に基づき、事務局長、次長、係長は管理監督義務違反に基づき、収入役は現金等の保管義務違反に基づき、監査委員は監査義務違反に基づき、一部事務組合の残財産をすべて承継した宍粟市に対して連帯して損害を賠償する不法行為責任を負う（民法 709 条）。

(3) 上記（2）の損害賠償請求権が万が一時効消滅した場合は、真相解明の調査を怠った前市長、副市長、福祉部長、福祉部次長、衛生課長、山崎浄苑所長は、時効完成による損害を連帯して賠償する不法行為責任を負う（民法 709 条）。

(4) 上記賠償責任は、すべて法的責任である。過去に行われた減給処分、これから行われる退職手当不支給等の処分は、いずれも職員に科した懲戒であり、損害の補てんではない。

参考 山崎町安富町衛生施設等一部事務組合の解散に関する確認書

別紙 「3. 火葬場建物及び車両を除くすべての財産は、宍粟市に帰属させる。」

第4章 将来に向けて

当委員会は、「し尿処理」問題の調査結果をふまえ、改善すべき点を見出したので、不正の再発防止と市政の発展のため、下記の通り提言を行う。

1 「コンプライアンスマニュアル～信頼される市政のために」について

不祥事件発生の市町村においては、いち早く「信頼される市政」回復のために再発防止を期して、コンプライアンス条例を制定、また研修事業を強化する等真摯な取り組みが行われている。

宍粟市においても、例にもれず平成18年10月「宍粟市職員等の公益通報に関する要綱」（訓令第23号）、また平成22年2月には「宍粟市職員の倫理の確保に関する規程」（訓令第10号）が施行され、今般その目的を徹底するために職員の業務執行についてのマニュアル案が作成された。

しかし、これらは国をはじめ省庁などの指導に沿った模範答案的な規程を出ず、実際宍粟市職員等が実務に携るためのマニュアルとしては、条文等の逐条解説、より以上の具体性を持った例示など詳細な解説が必要と思われる。

また、訓令としての限界から上級管理者には適用されない弊害があり、これらを一本にまとめて新たな条例を制定し、下記の要望なども必要に応じて取り込むべきと思われる。

意 見

A 今回の不祥事である「し尿券処理問題」の最大の焦点として、上級管理者の不作為を含む責任問題が浮上しているとき、「宍粟市職員の倫理の確保に関する規程」第1条（目的）には、規定の対象が地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員に限定され、訓令としてやむを得ないとしても、同条第3項の特別職は除外され、行政内規としては不十分な

規定になっている。

たとえば、「この条例は、市長等及び職員の職務に係る倫理の保持に関して必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民等の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民等の信頼を確保することを目的とする」（呉市の公務員倫理に関する条例第1条）、「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（1）職員 次に掲げる者をいう。

ア、市の職員であつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属するもの及び同条第3項に規定する特別職に属するもの（議会の議員を除く。） 以下略」（滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第2条）等の規定があり、条例と訓令との差が歴然としていて、宍粟市もまた上記訓令を廃し3項の役職員をも包含する新たな条例に再編すべきであると思われる。

また、後に記載する「公益目的通報」に関連することであるが、今回のし尿券不祥事に関する職員の投書では、匿名ながら人事権を持つ管理者側の行き過ぎが問題になっており、緘口令が敷かれた疑いさえ推定され、このままの状態では一般職員を対象としたコンプライアンス研修をいくら進めてみても、目的を達成することはできないものと思われる。

市の行財政刷新で必要なのは、市長をはじめとする管理者側の改革意識がいかに関員に伝わるかによって決まるわけで、田路市長は平成21年5月議会で、市政の根本として、市民の目線による市政、市民と行政の情報の共有化、住民参画の市政の推進が宣言され、またマニュアル案も「宍粟市が目指すコンプライアンスの確立」が掲げられている。そこでも、「単に既存の法令や条例等を遵守するだけではなく、法令や条例等の目的、趣旨を的確に理解し、社会の状況に則した対応を行なうことや、高い倫理観を持って市職員としてふさわしい行動をすることにより、市民の信頼を得ることが大切です」と述べられている。

上記のとおり市長等管理責任者が、率先してその理念を実行し、一貫性

ある主張を続けるのであれば、職員は安心して市民のための職務に精励できるはずである。

そのため新たな条例には、「管理監督者の責務」の記載も必要になってくる。たとえば、「その職責の重要性を自覚し、自らの資質向上を図り、率先して模範を示すことにより公正な職務の執行及び適正な服務規律の確保を図るとともに、その管理し、又は監督する職員に対し、その職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のために必要な指導及び助言を行なわなければならない。

2. 管理監督者は、公正な職務の執行を確保するため、……職員の責務を踏まえ、職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図るとともに、部下職員の自律性を高め、職場研修の実施等により、良好な職務風土の形成及び維持に努めなければならない」（前掲 滝川市条例第4条）等の規定がある。

これらは市長等上級管理者の義務規定としては一般的なものである。

B 特定要求行為(不当要求行為を含む)対応規定の新設

コンプライアンス条例のふたつの重要事項は、「公益通報制度」と「特定要求行為への対応」で、とくに特定要求行為については宍粟市の要綱に存在するようであるが、マニュアルには解説されていない。

行政機関ばかりでなく官庁関係では、暴力行為には弱く、少し大きな声をあげる来庁者には特別の便宜を与え、後々に面倒な事態を引きずらないよう安易な対応がとられてきた。

しかし、一度そのような特定要求が通れば、同一人による同一行為は繰返されるもので、市民間では周知の事実である。そのため防止策として窓口では細かなマニュアルによる対応策が必要で、何が特定要求行為（不当要求行為）に当たるかの詳細な規定と、それらに対する統一的対応をするための分かりやすい解説が必要になってくる。

その根拠は、公務員は市民のための奉仕者であり、一部の市民のためのみ便宜を与えることは許されないとする公平の原理である。ここでは当

然に、市民側の責務も問題になってくるのである。

「鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例」第5条には次のような規定がある。「市民は、地方公共団体を構成する一員として常に本市の行政運営に関心を持ち、公平かつ公正な職務の遂行について理解と協力に努めるものとする。／2. 何人も、不当要求行為等をしてはならない」。

また、丸亀市法令遵守推進条例には「市長の責務」とともに「市民等の責務」規定があり、次のように記載されている。

第6条 市民は、自らが地方公共団体を構成する一員であることを深く自覚し、常に市政の運営に関心を払うことによって、公正かつ適正な手続きによる行政運営の確保に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2. 何人も、本市職員に対して、公平公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない。また、暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をしてはならない。

そうして、この「公平公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為」の規定を受けて、「法令遵守推進条例施行規則」第2条に「不当要求行為等」の規定をおき、6項目にわたり、その具体例を挙げている。

とくに、呉市「職員必携 コンプライアンス・ハンドブック～信頼される市政のために～」や、滝川市「～市民に信頼される市政の確立のために～公正な職務の執行の確保に関するマニュアル」では、「特定要求行為への対応の流れ」を図示、逐条解説のほか「Q&A」を利用するなど職員への周知のための万全の努力がはらわれている。

たとえば、「Q&A」（呉市）から恣意的に取り出してみると、「特定要求行為でなければ記録しなくてよいか」の問いに、下記の回答を行っている。

「市民や様々な立場の人からの要望・要求があったときは、記録し上司に報告することが基本です。特定要求行為は特に不正な職務執行につながるリスクが高いため法令遵守審議会を前提とした書式に記録します

が、特定要求行為でなくても、記録して上司に報告・連絡・相談するなど、適正な職務執行に努めましょう」

滝川市の場合、「基本的な対応方針」として、1. 毅然とした対応、2. 組織的な対応、3. 関係機関との連携、4. 研修の実施、をあげ「具体的な対応」としては、① 有利な場所に対応する。② 複数で対応する。③ 所属長に対応させない。④ 対応は短時間で終わる。⑤ 相手の確認。⑥ 用件の確認。⑦ 対応内容の記録。⑧ 言動に特に注意する。⑨ 即答、約束をしない。⑩ 念書、詫び状等の書類作成は拒否。⑪ 機を失せず警察に通報。⑫ 対応内容の報告、をあげ一つ一つ適切な例示を与えている。

この問題は、それぞれの自治体により地域差などが存在するはずで、その地域にあった予備知識、対応方法が必要であるが、よほど詳細な具体例の指針が必要となってくるのである。

不当要求行為に対する措置の例文。

第 11 条 市長は、前条の規定（対策会議からの報告等）により不当要求行為に該当するものがあるとの報告に対策会議から受けたときは、速やかに報告に基づいて必要な事実確認を行うとともに、審査会から意見があった場合にはこれを尊重した上で、当該不当要求行為を行った者に対して文書で警告を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 前項の措置を講ずる場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該不当要求行為を行った者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

C 公益目的通報規定の改正

宍粟市においては、すでに平成 18 年 10 月より「宍粟市職員等の公益通報に関する要綱」（訓令第 23 号）が施行されているが、今回の不祥事についても一切機能することなく、無駄とも思われる聞き取りが繰り返されるばかりで、市職員一般の意識の低さを露呈するとともに、この要綱には本来利用しがたい欠陥があったと推定せざるを得ないのである。

宍粟市要綱第 3 条第 2 項に、「相談窓口は、総務部総務課に設置し、同課に属する職員のうちから総務部総務課長が指名する職員（相談窓口担当職員）が職員等からの通報等を受けつける」、また通報等の事実を調査する公益通報委員会の委員も、(1) 総務部長、(2) 総務部次長、(3) 総務部総務課長、(4) 庁内相談員で、庁内の不詳事等すべてを、同一組織内の構成員によって調査するというのは、特に今回の不祥事のように組織的犯罪との疑いがもたれるような場合、機能するはずはないのである。

宍粟市のコンプライアンスマニュアルには、「公益通報制度の目的」が 3 つの項目に整理され、① 公益目的通報者への不利益取扱いの禁止、② 違法行為等の是正と抑制、③ 公益通報委員会による公正な調査、が上になっている。ただし、「市政にかかる違法行為、不当な事実は見過ごさないことを基本姿勢」として、この制度を設けたという滝川市のけれんみのない真正面からの取り組みと比較すると、宍粟市のものはマニュアルとはいえ説明不足で、ここでも職員が利用するにはあまりにも不親切で簡易な記述でお茶を濁しているふうに思われるのである。

ここでも滝川市の「公益目的通報対応マニュアル」を参考に記載してみたい。

まず、違法行為を発見した職員は公益目的通報書により、公正職務審査会の委員に直接通報することになる。委員は滝川市の場合は現在、消費者協会会長（女性）、会社役員及び弁護士の外務 3 名で、委員の連絡先として各自の電話・FAX 番号が、警察署刑事課、庁内担当所属の総務課防災危機対策室の連絡先とともにマニュアルに記載されている。

条文例は以下のとおりである。

第 2 条（定義）

- (6) 公益目的通報 職員等による市の事務又は事業（市との契約により受託者が行う事業、指定管理者が行なう市の公の施設の管理業務及び出資団体等が行う事業を含む。）の運営上における法令等の違反、市民の生命、身体、財産又は生活環境に重大な損害を与える行為

(不作為を含む。) その他社会的相当性を逸脱していることを認められる行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を滝川市公正職務審査会(審査会)に通報することをいう。

第13条(公益目的通報)

職員等は、審査会に対して、公益目的通報をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員等は、他人に損害を加える目的その他の不正の目的又は人事上の処遇その他の自らや自らの属する組織のための私的利益を得る目的で、公益目的通報をすることができない。
- 3 職員等は、公益目的通報をするときは、実名により行うものとする。ただし、匿名による通報事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠を審議会に示した場合は、この限りでない。

その外、第14条(不利益取扱いの禁止)、第15条(公益目的通報に係る審査会の職務)、第16条(公益目的通報に係る措置等)と続くが、冗長になるので条文は省略して、逐条解説、Q&Aから重要な点を取り出してみたい。

なぜ、「公益通報」でなく「公益目的通報」かについて、「この制度により保護の対象とする通報が単なる「通報」や公益通報者保護法に規定する「公益通報」でないことから、あえて「公益目的通報」という語で両者の区別を付けることとしたものであり、両者の関係は、「公益目的通報」>「公益通報」となる」、と法令規定の範囲を超えることを確認し、これは通報者である職員等が条例上の保護対象であるかどうか迷うことを避けるために、使いやすい仕組みを優先した結果であるという。民事上の違反行為(公序良俗違反、不法行為、債務不履行)なども当然に含まれる。

また、「市民の生命、身体、財産又は生活環境に重大な損害を与える行為」、「社会的相当性の逸脱」とは、「法令等に違反はしないものの、各種基本法の努力義務や各種制度の趣旨に反すること等により、市民等の具体的な権利利益が損なわれることを想定しており、未然に防止あるいは早期に是正する必要があることから対象としたもの」だという。

また、第 13 条第 3 項の「匿名の通報」が問題になる。実名による通報が原則であることは当然であるとしても、公益目的通報制度の目的とするところが違法・不当な行政行為の早期発見や是正であるのなら、その通報に真実相当性さえ認められれば、たとえ匿名通報でも問題ないとする融通性である。

一方、この制度の適正な運用を担保するため、次のとおりの必須要件が求められるのである。

- (1) 制度の濫用を防ぐため、公益目的通報を行なおうとする職員等は、できる限り確実な資料に基づき、誠実な態度をもって行なうこと。
- (2) 通報内容を正確に把握するため、公益目的通報は、書面により行なうこと。この場合において、通常は規則様式によることとするが、① 通報者の所属、氏名及び連絡先、② 通報事実に係る行為をしようとしている者又はした者の氏名又は名称、③ 通報事実の具体的な態様、時期、場所その他の通報対象事実を特定することができる事項が記載されている場合は、任意の様式によることができるものとする。提出方法は、原則として持参、郵送又はファクシミリによるものとする。

次に Q&A から、2、3 の回答例の概略を記すと、

公益目的通報制度は職員等からうける内部通報で、市民等からの外部情報は、「市民の声」など従来の制度を利用することになる。

この制度が地方公務員法の守秘義務や個人情報保護条例に抵触するのではないかの問いに、これは守秘義務違反を理由とした人事上の処分の対象外で、また調査の結果、通報事実がなかったとしても錯誤がやむを得ないと認められる場合は、やはり守秘義務違反に該当しないとすること。ただし、他人に害を与えることを目的としてなされた通報は、公益目的通報とならず、守秘義務違反が問われる場合も生じてくること。

また、通報目的で、職場から資料を無断で持ち出すことも、刑法第 35 条の正当行為と認められ、窃盗罪には該当せず、罰せられることはない。

緊急を要する場合、公正職務審査会でなく、直接警察に通報することができないかの問いに、この制度は適切な関係機関への通報を制限するもの

でなく、また刑事訴訟法第 239 条第 2 項に、「官吏又は公吏は、その職務を行なうことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と規定されて、正当行為とされる。

以上、行政関係には素人の私が、ほんの一部の他市町村の条例等だけを参照して、宍粟市の例規と比較したもので、思い違いや誤解の部分も多いのではないかと危惧している。また問題は多岐にわたり、「特定要求行為」や「公益目的通報制度」の規定だけを整備すればいいものではない。

ただし、宍粟市マニュアル案を見る限り、他の市町村のものとは比べてあまりにも簡略で、職員が実務において問題に遭遇した場合、その指針となるべき具体例に欠けており、職員等も思い悩むことが多いのではないかと怖れるのである。前提としては新たな条例に再編することと、少なくともそれぞれの条文の分りやすい逐条解説・Q&A を付することは必要である。

宍粟市マニュアルにも記載されているとおり、「コンプライアンス＝「法令遵守」＋「市民のために創造的・積極的に行動すること」で、法令のみを金科玉条に信奉するのではなく、「市民の目線による市政」で何が市民生活や福祉・人権の尊重に有利に働くか、今回のマニュアル作りも公正な職務執行を旨とする規範づくりが優先されなければならない。

また蛇足になるが、実際に不祥事を起こした職員に関しては、条例の罰則規定新設も必要ではないか。地方公務員法の規定による懲戒処分だけでは、市民は納得せず、とくに疑惑がある職員がより有利に昇級するような例も、他の市町村であると聞き及んでは、市政の信頼も揺らぐはずである。これでは、「市民と行政の情報の共有化」、「住民参画の市政」に反するので、市長及び上級管理者の十分な配慮が求められる。

その外、鹿児島県出水市においては、「研修基本方針」を定め、職場研修、職場外研修及び自主研修に分け、行政環境の変化に対する認識、社会常識の習得、前例主義の打破など、公務員という有利な立場に安住することなく、真にコンプライアンスというにふさわしい研修プランを打ち出している。

ある自由業の研修では、相談者など依頼者との対面の態様によって相手から聞き出す内容に大きな差があるなど、とくに冤罪の温床ともいわれる法廷での裁判官の権威主義的位置などは論外としても、身体言語から声の調子までが「聴く技術」にいかに関与するかの研修を行なっていて、行政のマニュアルにも、そのような細かな事項が必要になっている時期ではないかと思う。

2 市長・市議会議員選挙について

「し尿処理」問題について、真剣に取り組んだ議員は、非常に少なかった。百条委員会の設置を否決するなど、問題解決を妨害した議員も少なくない。

これまでの市長・議員は、おおむね人物評価で選ばれ、選挙民は、自分が敬愛する候補者に投票してきた。その結果、人格において優れた市長や議員を輩出することが出来ても、現代の高度に複雑化した行政を監督・コントロールする鋭い考察力とたくましい行動力のある人物を、必ずしも選出できていない。

とりわけ、市会議員に見られる傾向は、夢や理想を語る政治家と化し、地方議会議員に求められる、住民に代わって行政を監視・コントロールする監視機能を果たしていないことである。監視機能に優れた議員が選出されていない原因は、私たち委員もそうだったように、どの議員がどれだけ無駄の削減に貢献したか、あるいは、どれだけ監視役として行動したかの情報がなかった点にある。

市長・議会が「し尿処理」問題の調査を怠ったことを単に非難するのではなく、市民が自分たちに代わって行政を監視してくれる代表を選べる制度を構築することによって、輝かしい議会に発展することが出来るのである。そこで、**市長・議会議員について、実際の能力や実績を市民の前で明らかに出来るよう、市民が市長や議会を監視し、また、議員同士で政策を批判し合い、その情報が市民に伝わるシステムが必要である。**その点で、議員の多くが理想的な政策を発言し、議員と議員の比較の出来ない現在の

「議会だより」は編集方針を一新し、市民によって編集されることが望まれる。

3 監査委員の選任方法について

市の財政について、2名の監査委員が支出や収入の監査（チェック）を行う。ところが、監査委員は、一連の「し尿処理」問題を全く見抜けなかった。平成17年度の監査委員の作成した監査報告書には、「し尿処理」問題の指摘がなく、監査の機能を十分果たしていないことが明らかになった。これは、監査委員の選任方法に問題がある。

すなわち、当委員会も市役所の膨大な会計書類を調べたが、一般人にとっては、何が書いてあるか全く分からない。あのような難解な会計書類から監査するのであれば、一般の市民を選ぶのではなく、会計の専門家から選ばなければ、監査などできない。

地方自治法196条1項には、議員以外の監査委員は、市長が、「人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」から選任すると規定されている。したがって、「コンプライアンス（法令順守）」は、まず、市長がこの規定を守り、そのような識見を有する監査委員を選任することから始まる。これをなさずして、職員に対してだけ「コンプライアンス」を唱えてはいけない。

また、監査委員は議員からも選ばれることになっているが、議員の監査委員は、単に支出が議会の承認した予算の範囲内かどうかだけを監査する可能性がある。しかし、監査委員は市民に代わって行政を監視する役目であるから、支出が予算の範囲内であるかだけでなく、実際の金額を決める手続きが適切であったかまで、徹底して監査することが期待される。したがって、監査委員は、支出がたとえ予算内であっても、支出額が必要最低限に抑えられているかについても監査しなければならない。ここで、議員の監査委員は、議員の判断基準と監査委員の判断基準は違うことを明確に自覚しなければならない。市長は、議員の監査委員には、そのような監査委員の自覚を持てる議員を選任しなければならない。

第5章 委員の声

この章では、各委員の考えを紹介します。私たちは、さまざまな問題点に関し、納得のいくまで長時間の討論を繰り返して来ました。そのため、ここで紹介する委員の意見は、委員会の公式見解と考えていただいて差しつかえのないものばかりです。

1 宍粟市の財政が危ない

委員 三浦栄一郎

(1) えっ、まさか!?

青い空に白い雲。緑の美しい街、「宍粟」。私はこれまで市政について考えたこともなく、この愛すべき郷土の崩壊など、考えたこともありませんでした。しかし、一連の「し尿処理」問題の調査を田路市長から依頼されてから、市政について、多くの人から意見を聞き、このままでは宍粟市が借金を払えなくなることを教えられました。この問題は、「し尿処理」と共通しているので、あえてこの場で発表させていただきます。

当委員会の委員や、一部の市会議員から教えていただいた話は、「宍粟市は、合併に際して、特例措置を利用して多額の借金をした。今は償還（返済）の一部を国が払ってくれているが、それも数年で終わる。そうしたら、宍粟市は借金が払えなくなる。」というものでした。私が聞いた金額は、覚えられないくらい大きな金額でした。そして、「宍粟市の年間予算のうち、宍粟市の税収でまかなっているのは、せいぜい職員の給与くらいで、ほとんどすべての事業費は国などから出ている。」ということでした。つまり、国の財政が悪化して、地方の援助ができなくなった場合、宍粟市は、職員を雇うのが精一杯で、道路の修理も、学校の運営も、何もできなくなってしまうということです。

このように、宍粟市の財政は危機的な状況で、数年後には破産状態に陥っているかも知れないのです。みなさんは、ご存じでしたか？

(2) 時代の変化

そのような財政が危ない話は、選挙の時、聞きましたか？どうやら一部の熱心な（細かい）候補者は主張したと思います。しかし、多くの候補者は、理想的な計画や考えを訴えて支持を求めています。そして、結局、市の財政が危ない話など、耳の痛いことには触れない候補者が多く当選しました。私は、このような現状では、宋栗市が破綻してしまうので、なぜこうなったか、今後どうすればよいのか、自分なりに考えてみました。

村議会の頃を考えてみて下さい。役場のシステムは簡単で、分かりやすいものでした。各部落から人望の厚い人が推薦され、議員に当選していました。今でも、人望の厚い人が推薦され、当選する傾向があります。

しかし、現在は、昔と違って、市役所のシステムは、非常に複雑です。何千、いや、何万という法律と政令・条例に従って運営しなければなりません。そのため、多くの制度をくわしく理解することは、困難です。しかも、今は昔に比べ景気が良くないから、税収がどんどん上がって、借金を払っていけない時代ではありません。増える出費をいかに抑え、少ない予算を最大限有効に活用する方法を考えなければなりません。そして、職員が快適に働けるよう、無駄をけずり、指導監督しなければなりません。すなわち、今の市長・議員には、高い指導監督能力が求められます。

(3) 「し尿問題」に関して

「し尿問題」は、職員が公金を多数回横領し、また、おそらく別の職員が大量に「し尿券」を盗んだ事件です。これは、市民の財産を預かる職員が、預かった財産をむしばんでしまうという最悪の事件でした。しかし、当時の市長や多くの市会議員は、真剣には調査しませんでした。当時、正式に発覚していた規模が小さかったこともあり、小さな事件としてもみ消そうとしていたと思われても仕方ないくらい、調査を怠^{なま}けました。もし、事件発覚後、すみやかに徹底調査していたら、損害も小さくて済みました。

結局、問題が発生したら、目立たないように解決しようという考えが主流だったのです。それが、「し尿処理」と「財政」の問題の共通点です。あとで大問題になったときには、遅いのです。

(4) 新しい制度

これまで市民は、選挙でどの候補者が行政に対する指導監督能力が高いかを判断する情報がありませんでした。だから、仕方なく、人気投票のような、必ずしも能力と関係ない選挙が行われていました。これから、宍粟市が発展するためには、行政に対する指導監督能力の高い人が選ばれる制度を作らなければなりません。具体的には、市政について消極的な発言をした議員が批判されたり、積極的に活動した議員についての情報が市民に伝わるような制度を確立する必要があると言えます。

地方議会は、国会と違い、議員同士で批判し合う機会が少ないため、選挙民の前で競争することがないように思われがちです。新しく制定される議会基本条例に、議員同士が選挙民の前で競争するシステムを盛り込むことで、市民が指導監督能力の高い候補者を選ぶことが可能になります。また、そうすることで、市民も議会に関心を寄せ、議会においてますます素晴らしい議論が活発に行われるようになるでしょう。

(5) 過疎化

当委員会の委員が目指したものは、単なる不正の追及ではなく、それを反省点として、どうしたらより明るい宍粟市が築けるかということでした。明るい宍粟市を築く制度は、上述しました。しかし、制度をいくら良くしても、それを支える人がいなければ実現しません。

いま、宍粟市は過疎化が進んでいます。正確に言うと、若い人が出て行ったきり戻らないことが多いです。そうすると、子供は少なくなる。その少ない子らが、また出て行って戻らなくなる。そうすると、宍粟市は人がいなくなり、「森林王国」ではなく、ただの「森林」になってしまいます。

ドイツは、日本のように大都市に人口が集中していません。ドイツ人は、それぞれの郷土を愛し、郷土を誇りに思っているのです。一生涯地方に住み続ける人が多いのです。そこに、日本の過疎化対策のヒントがあると思うのです。宍粟市に若い人が定着するよう、産業の振興は考えられています。あとは精神的に、宍粟市の素晴らしさを子供の時から教え込み、その素晴らしさを体験させ、郷土愛を子供たちと共有しておくことこそ、宍粟市の存続に必

要不可欠ではないでしょうか。

したがって、計画中の「自治基本条例」には、「教育」の条項を欠かしてはならないし、また、それを実行する必要があるのは、言うまでもありません。

2 改善提言

委員 植田 國男

委員 古河 修

今年 4 月 10 日、「し尿券処理問題検討委員会委員」の委嘱を受けてから 6 か月間、市の提出資料や請求したデータの調査検討及び関係者の聞き取りを行いました。

その結果、

この問題が起った原因は関係職員や市幹部の仕事に対する目的意識が低い事、また組織のシステムが機能しなかった事が要因であると認識しました。

私たちの提言目的は「し尿券処理問題」を究明するだけではありません。

将来の宍粟市のために、下記の事案 6 項目を委員 2 名の声として提案をいたします。

1) 「なぜ、この問題が起ったか」を広く住民に知らせる事を提言する

①住民に知らせすることで、将来このような問題が起こらない環境を作る為。

②行政の中だけで終わらせたなら良いとの意識をなくす為。

都合の良い情報の公開は不信と不安を作る。

全ての情報の公開は信頼を高め、安心を提供してくれることから、この問題を住民に知らせる必要がある。

2) 市職員が下記 5 項目を自覚し、職務遂行をすることを提言する。

①宍粟市職員のサービスの宣言に関する条例

「宣誓書（抜粋）私は、地方自治の本旨を体するとともに、

公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、

全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」

②信用失墜行為の禁止（地方公務員法第 33 条）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の
不名誉となるような行為をしてはならない。

③公務員は職務執行にあたり犯罪があると思料するときは
告発しなければならない。

239 条 2 項「官吏又は公史がその職務を行うことに犯罪があると思料するときは告発しなければならない」と規定されており、
告発が義務付けられている。

④行政の目的は、住民「しあわせ」や「ゆたかさ」を増加させることにある。
地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本として、
地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの
（地方自治法第 1 条 2）

⑤事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、
最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

（地方自治法第 2 条 14 項）

法令に違反して事務を行ってはならず、違反して行った事務は無効である。

（地方自治法第 2 条 16・17 項）

※福祉の増進：福祉とは「しやわせ」や「ゆたかさ」意味する言葉。

出来るだけ住民の幸福を「ゆたか」な状態にすること
公務員は、住民の「しあわせ」や「ゆたかさ」を増加させ、
住みよい街づくりに貢献できる崇高な仕事である。

「働くことで誰かのお役に立つ」との考え方を基本にする必要がある。

3）下記の事から「定期的な課単位の監査」を提言する。

①（平成 17 年度のし尿汲取手数料（山崎浄苑）「予算 27,752 千円、

収入 15,011 千円」が、何の問題もなく決算と監査が行われた。

（この会計で 12,000 千円もの収入不足があるのはなぜかと
疑問視するのは当然である。）

②平成 16 年度予算運営においては、12 月と 3 月に補正予算を編成している。

その中でも平成 16 年 12 月補正においては、業者に支払う委託料の減額が 3,050 千円に対して、歳入のし尿汲取手数料は 7,500 千円を減額している。(歳入が 4,450 千円の収入不足であった)

以上のことから、結果的に横領と不正流通で収入不足になっていたのであり、監査の役割が全く機能していなかったと言わざるを得ない。課単位の監査を行う事で今回のような問題は防げることから定期的に行う事が必要である。

4) 市に「し尿水増し請求問題の相談窓口」の設置を提言する。

- ・一般廃棄物（し尿）収集運搬業務委託契約書（抜粋）

第 11 条乙は、委託業務の実施に際し、いかなる名目であっても第三者に対し、汲取券以外の金品等の請求をしてはならない

- ・宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

し尿くみ取り手数料については、この規則の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、合併前の山崎町の区域にあつては、当分の間、し尿くみ取り券により、手数料を徴収する。

①し尿処理事業は市の業務である。その管理監督責任を怠っていた為に下記の事項が常態化し、市民に損害を与えた

- ・委託業者も直営班もし尿回収時に現金の受け取りがあった。
- ・し尿汲み取り時の現金授受が日常化しており、それを是正する対応を行ってこなかった。
- ・市民に対してし尿汲み取りの支払いは券で支払う事が周知されていなかった。

②問題発覚時に市が適切な調査を行わなかった。

- ・問題発覚時に疑惑のある委託業者「山口」を直ちに調査しなかった為にし尿汲取り料金の水増し請求が続き、市民の損害が拡大した。
(2 年後に調査)

以上のことから、券方式のし尿処理事業でありながら、

「し尿くみ取り券により手数料を徴収する」「汲取券以外の金品等の請求をしてはならない」の管理監督責任を怠り、問題発生後も早急な調査を行わなかった結果、市民の損害を拡大させた責任は重大であり、市民の信頼回復及び市行政の責務として「相談窓口」の設置が必要である。

5) 法律遵守制度の確立と自由に発言できる職場環境の整備を提言する。

風通しの良い職場は活力を生むことから、一般職員の意見、発案が取り入れられる環境が必要である。

6) 市議会内容を光ケーブルの活用等で住民に知らせる事を提案する。

①議会の内容が十分に住民に伝わっていない。

②「広報」「議会議事録」だけでは不十分である。

③光ケーブルで放送することにより議会が活性化する。

広報は要約した文章だけなので、正確につかめない。

議会議事録は口語体なので、分かりにくい。動画であれば、

動きや表情・雰囲気までも伝わる事から住民の理解が深まる。

見られる方も緊張感が広がり活性化する事から放送は必要である。

3 行政はサービス業

委員 春名信義

平成 22 年 4 月 14 日田路市長に『し尿券処理問題検討委員』に委嘱され、早いもので6ヶ月が過ぎようとしています。

委嘱されてから、市の事務局には、関係者の方々の聞き取り調査、その後の検討会議、議事録作成が深夜 12 時頃になる事もしばしばありましたが、最後までお付き合いをしていただき、又、お願いした資料についても素早く準備をいただき、この報告書ができました事に心より感謝致します。

このような職員さんばかりであれば、今回のようなだらし無い事件は起こらなかったと思います。

そこで、今回の関係者の聞き取り調査・資料から私なりに感じた事、又以前から感じていた事を基に、宍粟市市役所の改善提案をさせていただきます。

1. 問題意識

(1) 集団的意思決定制度（稟議制度）が責任所在を曖昧にし、責任を取る職員のない組織になっている。

誰が決定したかを尋ねると、『上司』又は『部下』

つまり、部下からの報告、そして上司の承認をもらった。と責任が分散されている（書類に意味の無い承認印が多すぎて、盲判になっている）。

民間企業なら、必ず責任者がいる。

(2) 終身雇用・年功序列が職員の向上心を阻害している。

(3) 原価意識が無い。

費用対効果の意識が無く、少ないコストで最大の成果の追求をする。

し尿処理経費（し尿処理原価）が計算されていなかった。

民間ではあり得ない。

(4) 職員間での業務の牽制制度が無い。仲良し集団

(5) 言葉遣いと対応が変である。

①配属部署が変わった時に『変わったばかりで分かりません』と言うのはいいが、その後『調べて直ぐにお答えします』がない。

平気な顔で『変わったばかりで分かりません』で会話が終わる。

市民が『それでは回答になっていない』と思っている事が分かっていない。

民間ではありえない。

『今日食堂を始めたばかりですので、味は保証できません』と言って飲食店を開店するのと同じ。

②仕事柄、税務課に電話する事が多いが「税理士の春名でございます。いつもお世話になっております。」と言うと『いいえ』だけの時があった。

一般的には『いいえ、こちらこそお世話になっております』である。

(6) 部署毎の業務日報が無い。

(7) 業務マニュアルが無い。

(8) 行政サービス業との認識が無い。

2. 改善提案

(1) 市町村の仕事は何業か？

日本標準産業分類では、Q.複合サービス事業 R.サービス業（他に分類されないもの）の次の S.公務（他に分類されないものを除く）に分類されている。

サービス業には分類していないが、それに近い分類をしている。

又、行政は総合サービス業と呼び、研修会を行なっている会社もあれば、ある市では、行政はサービス業です。と言い切って、市の運営をしている市がある。

ここでは、人的サービス業と定義する。

(2) サービス業の特性

サービス業は、有形財（物）ではない無形財（形が無いモノ）を取り扱う。そして、人を通して提供する。

サービスの特性は、

- ①無形性 … 目に見えない。購入前に確認できない。試せない。
- ②同時性 … 生産（提供）と消費が同時に行なわれる。
- ③不可分性… 生産（提供）と消費を切り離す事は不可能な事が多い。
- ④不可逆性… 一度受けたサービスは返品する事ができない。（消滅する為）
- ⑤消滅性 … 提供を受けた瞬間に消滅する。
事前に生産し在庫する事ができない。
- ⑥不均質性… 品質は一定ではない。

消費者（市民）と提供者（職員）の同じ組み合わせは二度とない為。

⑦異質性 … サービスの提供者（職員）によって質が異なる。

(3) サービス業の商品力とは何か。

上記(2)のような特性を持つサービス（商品）を提供するのは言うまでもなく、『人』である。

つまり『人』が商品力を決める。

具体的には、『人』の人間性が中心である。

①信頼性

②対応力

③安心感

④感情移入（心を込める）

⑤職業にふさわしい身なり、言葉遣い 等

(4) 提供するサービス（商品力）を高めるのは何か。

『人』の教育・訓練が重要

人間力（EQ力）

自己管理能力

3. 具体的な施策（改善提案）【たったこれだけで商品の品質は向上する】

(1) 徹底した日報管理

毎日日報を記入し、業務と時間を管理する。

①部署毎に毎日の業務（サービス）を拾い出す。

②部署毎に業務日報をつける。

③上司はその日の退所時間に部下の日報をチェックする。

④部下は上司への仕事の報告、上司は部下の業務と掛かっている時間を把握し、その都度指導・育成をする。

(2) 当たり前の事であるが、挨拶を丁寧にする。

『挨拶は心と心を繋ぐ金の鎖』

(3) 言葉は力なり！！

①言葉は言霊と言われるように、言葉には力がある。

②今の気持ちが出、又相手に敏感に伝わる。

③言葉使いを大切にす。

(4) 部署毎の朝礼の充実

働きには、①苦働 ②労働 ③喜働 がある。

喜んで働けるような朝礼を工夫して行なう。

4. 最後に

以上のように少し乱暴な表現ですが、『人』が『商品』ですので、

『商品＝人』の値段（給料）を比較し終わりとします。

消費者である市民の皆さん、又提供者である宍粟市職員の皆さんで商品価格（給料）が適正かを検討下さい。

①平均給料（平均年齢 42歳）

宍粟市	560万円
民間企業	457万円
差 額	+103万円以上

②年齢別平均給与

	宍粟市	民間企業	差 額
20歳～24歳（平均22.5歳）	297万円	243万円	+54万円以上
25歳～29歳（平均27.5歳）	331万円	328万円	+3万円以上
30歳～34歳（平均32.5歳）	418万円	377万円	+41万円以上
35歳～39歳（平均37.5歳）	491万円	422万円	+69万円以上
40歳～44歳（平均42.5歳）	560万円	466万円	+94万円以上
45歳～49歳（平均47.5歳）	639万円	478万円	+161万円以上
50歳～54歳（平均52.5歳）	686万円	478万円	+208万円以上
55歳～59歳（平均57.5歳）	729万円	457万円	+272万円以上

『22年9月発表の国税庁の民間給与実態統計調査の従業員規模500人～999人企業と22年10月宍粟市広報行政情報との比較』

注：宍粟市の職員数が760人

※各種手当（扶養手当等）が宍粟市の資料には加算されていない

「民間企業」は、1年以上勤務した人の統計であるが、勤続年数は不明。

4 し尿券不正問題の統括にあたって

委員 安井道夫

なぜ、し尿券不正持ち出しや、し尿券売上金横領の問題が公然ともいえる状態で行われ、いまだに当事者、責任者の特定も出来ないというのは、なぜだろうか。

この問題は、一時職員間のもとより、一般市民の間でも重大事件として耳目をひきながら、調査は長年放置され、また故意に引き延ばされてきたようである。そのような状態を許したのは関係者の誰も彼も、例えば多くの市会議員すら事件の認識が甘かったということもあり、そのため時間の経過によって関心の希薄化が急速に進んでいったのである。

今回「コンプライアンス・マニュアル」が職員の業務遂行上の指針として制定されようとしているが、一般職員のみを対象にする以上、このような事件の再発は防ぐ手立てはなく、特別職自身が責任を自覚し、また条例などにその責任を明確に規定することによって、はじめて「市民のための」行政が可能になるように思われる。

今般の問題の焦点は、特別職の無責任体制から派生した事件で、管理責任はもとより、道義的責任をはっきり自覚すべきで、管理職を含む職員各自が持ち場持ち場の責任を自覚できるような新たなシステムを、管理職自らの手で構築すべきと考えられる。

完